

令和3年第3回（9月）定例町議会

（第3日 9月9日）

令和3年第3回(9月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年9月9日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度西伊豆町一般会計補正予算(第5号))
- 日程第 2 議案第30号 西伊豆町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 3 議案第31号 西伊豆町指定金融機関の指定について
- 日程第 4 議案第32号 西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第33号 西伊豆町過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第34号 令和3年度西伊豆町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 7 議案第35号 令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 認定第 1号 令和2年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 2号 令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 3号 令和2年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 4号 令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 5号 令和2年度西伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第13 認定第 6号 令和2年度西伊豆町温泉事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	松田貴宏君	2番	浅賀元希君
3番	仲田慶枝君	4番	堤豊君
5番	芹澤孝君	6番	高橋敬治君
7番	山田厚司君	8番	西島繁樹君
9番	堤和夫君	10番	増山勇君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野淨晋君	副町長	高木光一君
教育長	鈴木秀輝君	総務課長	白石洋巳君
まちづくり課長	長島司君	窓口税務課長	渡邊貴浩君
健康福祉課長	平野秀子君	産業建設課長	松本正人君
防災課長	佐野浩正君	環境課長	鈴木昇生君
会計課長	森健君	企業課長	村松圭吾君
教育委員会 教育事務局 局長	真野隆弘君		

職務のため出席した者

議会事務局長	大谷きよみ	書記	堤浩之
--------	-------	----	-----

開議 午前9時30分

◎開議宣告

○議長（山田厚司君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（山田厚司君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎訂正

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 昨日の芹澤議員の質問に対してちょっと誤りがございましたので訂正させていただきたいと思います。食費等の施設入所等の食費等に係る負担限度額にかかる支出についてということで、介護保険全体の何%ぐらいですかというのことに對しまして、私のほうで0.27%と申し上げましたが、2.7%の誤りでしたので訂正させていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（山田厚司君） 以上です。よろしいでしょうか。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第1、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読は省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 承認第4号は専決処分の承認を求めることについてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、承認第4号についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出総額にそれぞれ600万円を追加し、総額をそれぞれ73億1,668万3,000円とさせていただいたもので、補正内容は、歳入につきましては、財政調整基金繰入金
の増額、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、県の陽性検査
の対象とならない濃厚接触者の家族等のPCR検査費用を増額し、家庭内感染等の早期発見
及び町内海水浴場に配置しているライフセーバーのPCR検査費用を計上し、集団生活によ
るクラスターや市中感染を未然に防止したいものでございます。

2ページお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読
いたします。18款繰入金、1項繰入金ともに600万円。歳入合計に600万円を追加し、73億1,668
万3,000円としたいものです。歳出です。款、項、補正額の順に朗読いたします。4款衛生費、
1項保健衛生費ともに600万円。歳出合計に600万円を追加し、73億1,668万3,000円としたい
ものでございます。3ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書1総括歳入ですが、これにつきましては、先ほど説明いた
しました第1表歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略をさせていただきます。次に
歳出です。これにつきましても、第1表と同様ですが、補正額の財源内訳については記載の
とおりでございます。

4ページをお願いします。2、歳入です。18款1項1目財政調整基金繰入金600万円。財源
については全額財政調整基金から繰入れます。3、歳出です。

4款1項2目11節、役務費、PCR検査手数料600万円。内訳として、1回1万5,000円で、
一般分300人、450万円。ライフセーバー分、100人、150万円の計上でございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行いま
す。質疑は全般にわたりページをさして質疑してください。質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 4ページです。PCR検査手数料で600万ということですが、このPCR
検査はどこで行われたものでしょう。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 田子診療所です。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それで総合課長の説明の中にですね、ライフセーバー40人というように入っておるんですが、田子診療所の先生に聞いたところですね、ライフセーバーの方が、いろいろ40人と言ってもトータルで40人で、その中身がいろいろな人が来るということで、この辺の検査というのはどのように行われたのでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） ライフセーバーの方がですね西伊豆にお越しになる前に、向こうのほうでPCR検査もしくは抗原検査を受けてもらうということで、まずはお願いをしてあったものでございます。こちらに来てですね海水浴場の管理をしていただくわけですが、リスクはゼロではないということと、ライフセーバー自体も、買物であったりとか公衆浴場を利用されて、もし1人でも感染した場合にクラスターが発生してしまうことがありますので、検査を始めました。やり方としては、最初に全員にですね、もう一度PCR検査を40名に受けてもらい、その都度入替えがあるんですけれども、東京から来るときには同じように抗原検査を実施して来てもらって、その後ですねプール検査というもの、4人が1検体で検査するんですけれども、それをその時点にいる人には全員受けってもらうという形で行ってききましたので、ほぼというか漏れはなく検査を実施したものでございます。この結果によって陽性者は1人も出なかったという結果になりました。以上です。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかにありますか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） ただいまの質問と関連してるところなんですけれども、PCR検査につきまして先ほどの説明ですと、県の保健所の認定された濃厚接触者でない方の費用っていうことを言われてましたけれども、これはあれですか自分が気になれば、誰でも検査を受けることができるということでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ご自身がですね県外などにお出かけになって、心配不安なので受けたという方につきましては、実費で1万5,000を出していただければ、田子診療所さんで受けることは可能かというふうに思います。今、この予算をとらせていただいているもの、また、以前にも、補正などで入れさせていただいている予算につきましては、県のほうが濃厚接触者として特定して、県の保健所管轄でPCRを行ったところから漏れた方、明らかに町として

は、陽性の方と接触をしている方をですねまず先に囲ってしまわないと、仮にこの方が陽性になった場合、その外にも感染する可能性がありますから、まずこの方は陰性でしたねという確認をとりたいがために行っているということでございます。この方が陰性が確定すれば、あとはこの方に、自宅から10日ないし2週間ぐらい、なるべく外出をしないで自粛した生活を今まで以上に送ってくださいと言えばウイルスが何日後に逆に出ても漏れないわけでございます、その方はセーフという判定ができますので、保健所が濃厚接触者と認めなかった方を町のほうでやっているというものでございます。

○議長（山田厚司君） 10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 関連してますけども、結局、補正をされてPCR検査をやるというその事態はいいんですけども、現在、この予算で何人分を実施されたのかっていうこと、まだ予算が余っているのか、その辺を教えてください。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 8月20日現在の実績になりますけども、一般の方が90名、ライフセーバーが40名、先ほど言いましたプール検査ってのがあるんですけども、これでプール検査で35名の分を8月20日現在で行ってまして、それ以後もまだやってるかと思っておりますけども、今現在把握してるのはそこまでの数字でございます。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） ライフセーバーのほうにつきましては、もう実績が出ておまして、当初全員分が先ほど総務課長が言った40名、プール検査分が延べで181名分を実施しております。合計で78万1,000円という実績になっております。以上です。

○議長（山田厚司君） 10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 今言われた数で、この600万で足りてるわけですよ。今後っていうか、今回この検査とは別に西伊豆町でコロナ患者の数、数字だけが報道されるわけですけども、一つ聞きたいのは、大人じゃない成年でないというのが出てたと思うんですね。というのは、高校生か中学生か小学生かっていうふうには推測されるんですけども、その辺の状況というのは、現在どのように町としてとらえているのか。それで、たぶん夏休みを延ばしたわけですね。それと関連してるのかどうか、その辺を報告してください。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 未成年者につきましては議員がおっしゃったとおりでございます。ただ、あまり詳細に言ってしまうと個人が特定されますので、そのお答えは差し控えたい

というふうに思いますが、学校の夏休みを延長させていただいたものは、そこに起因がございました。ただ、町のほうでこのPCR検査の費用を使って、その周りも検査をさせていただきましたけれども、陰性が確定をいたしましたので、9月1日から2学期を開始をしているということでございます。該当の方につきましては、県の指導によって自宅での要請期間が満了して、陰性というか、もうほかにウイルスを移すことがないという状況になれば登校されるものというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第2、議案第30号 西伊豆町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第30号は、西伊豆町過疎地域持続的発展計画の策定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） それでは議案第30号について説明いたします。平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末に期限を迎え、令和3年4月1日に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。今回の法改正では、目的が、過疎地域の持続的発展に見直されたことに伴い、特に人材の確保、育成が重要とことから、移住定住、人材育成に係る経費などが新たに対象項目として追加されております。これらの事業を実施するにあたり、過疎債などの財政上の特別措置を活用する場合は、引き続き法に基づく市町村計画を作成することになっておりますので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、西伊豆町過疎地域持続的発展計画を策定するものであります。計画期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。お手元に配付しました西伊豆町過疎地域持続的発展計画（案）は、県の協議と、先日、開催いたしました議会全員協議会後に提出をいただきましたご意見等を踏まえ修正をしたものでございます。修正箇所等及び議員の皆様からのご意見やご質問に対する回答につきましては、一覧表にして別に配布してございますので、そちらをご確認いただきたいと思います。なお、この計画については、今後5年間に考えられる事業を記載してありますが、この計画どおりに必ず実施するものではございません。また、計画の中にも記載してございますが、PDCAサイクルにより効果的な見直しや改善を実施していき、必要に応じて内容を修正していく予定でございます。以上簡単ですが説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 後から渡されましたですね西伊豆町過疎地域持続的発展計画修正箇所、整理表というのの2ページですね。2ページの下から2段目県指導による修正ということで、林道寺澤洞山っていうものですか寺澤洞山線開設事業、これはどこのことを指しておるんでしょうか。それからその下なんですけど、県指導による修正ということなんですけど、正誤表、同じものが書いてあるんですけどこれは何か意味があるんでしょうか。それから、3ペ

ージその下ですけども。

○議長（山田厚司君） 一つ一ついきますか。まず、その道路修正のところの箇所わかりますか。

産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） その場所につきましては、県道伊東西伊豆線と県道宇久須仁科峠線がぶつかるところ、牧場の家のちょっと上ですけど、その合流点から宮ヶ原側に300メートルほど戻ったあたりから林道を考えております。それで、工事自体は、県が施工をしてくれます。それで、ここに載せれば県のほうで、町の負担金がこういうことに過疎計画の中に載っければ、負担金を町からもらわなくて済むかもしれないからからというふう聞いております。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 堤議員の二つ目の質問でございますけれども、ページがまたがっていて大変見にくくて申し訳なかったんですが、2ページから3ページにまたがるところ3ページの1番上に、表の左に、このほかに焼却灰の処分委託などを検討する必要があるというのがありますけれども、そちらを新しいほうでは削除をするということが県の指導のほうで来ましたので、そういう形で処理をしております。

○議長（山田厚司君） 9番議員わかりましたか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） わかったけど説明するんだから、もう少し見てすぐ分かるように。これじゃあ2ページのところ白いんだから、同じものが僕もこれ25にかかってんのかなと思ったら、案件が24と25で違うから、同じ文面があると思っちゃう。だから、県指導によって修正した箇所がどこなかわかんないよね。焼却灰のあれっていうのは、続けてあるんでしょうけどね。そこを見れば、この計画の。だけど、整理するほうがわかりにくくなってたら、これじゃしょうがないよね。どこを削ったのか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） すいません先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、その説明、改正文については、3ページの1番上が対象となっているものでございまして、そのほかに焼却灰の処分委託などを検討する必要があるという文言を、県の指導により削除したものでございます。今後ちょっとこちら提出するときにはその辺を気をつけて出させていただきたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。

○議長（山田厚司君） 9番議員さんいいですか。表記の仕方をもう少し気をつけて、今後は。
9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） すいません私が見落としてこの赤い文字で、このほかに焼却灰のこれを検討する必要があるっていうのを、新しいほうではなくしたと。そういうことね。それでは25のほうですけども。防災対策、文言追加で地滑りが1か所となっているところは赤くなってるんですけど、この地滑りの1か所ってのは、追加されたところはどこなんですか。

○議長（山田厚司君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時 2分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。
防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） はい。地滑り箇所が1か所というご質問でございまして、今、資料をお渡ししました。緑のところのマークのところで、野畑地区でまとめてそこが1か所というようになっております。ですのでその追加場所については、地滑り箇所ということで追加はございませんでしたので、1か所追加ということでよろしくお願ひします。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。
9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） これはあれですか、地滑りが想定されるということは、どんな方法で調査したわけですか。

○議長（山田厚司君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） 地滑りについては、県のほうで指定されておまして、それから記載をされたものでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。
2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 先ほど堤議員が質問いたしました関連なんですけど、3ページの一番上の焼却灰の処分場ということで、これ最終処分のことかと思ひますけども、今まで町にとりましては、最終処分場は大きな何か課題になってるよう聞いておりますけども、県のがどういふ理由でここは削除すべきだということになったのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 考えられることは、ここに文言が載っておりますと、最終処分場を仮につくるであるとか、いろんなことをしなければなりません。そのときに県の補助金若しくは過疎債が適用になるかならないかというところで、それが該当にならなくなったのかもしれないので、書いてあると、該当すると言われても困るから削除してくれということなのかもしれません。ただ、その詳細については、担当課のほうもちょっと把握はできていないんだろうというふうに思いますんで、必要であれば追って調べて説明をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 申し訳ありません。県からどうしてこういうのが削られるっていう話はちょっと聞いてなかったものですから、予測では、今、これにここに上げていくと、やらなければならないような話になるので、削っておいたらどうかっていうことも想定されます。一応、後で説明しようかと思ったんですけど、一応、最終処分場は令和13年まで利用可能というふうに調査の上でなっておりますので、まだ要するに検討する時期、徐々には検討していかなければならないと思うんですけど、まだ早いのではということも想定されるのかなど。申し訳ありません、ちょっと臆測でしか言えないもので。

○議長（山田厚司君） ほかにありますか。

4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） 6ページ、持続化計画案の6ページの(3)のイ財政の状況を、毎度毎度質問させてもらってる部分ですけど、念のため確認の意味で質問します。財政状況の下のほうの下段のほうの令和元年度の財政力指数は0.296となっており、県内市町の平均である0.87を大幅に下回ってるということで、私も何度かの質問の中で言ってるんですが、静岡県下で一番最下位ということで説明があるわけですけど、その辺の説明と。もう一つその下のほう、これは今日の今回の決算の中でそれなりに健全性が保たれてるというふうに私考えているんですが、地方債の残高は、令和元年度末約47億887万、また公債負担のあれが負担比率が13.3これは結構です。実質公債比率は2.0%ということで、後ほど決算のあれで説明があるかと思うんで、この辺は私なりに健全比率が保たれてると思うんですが、この財政力指数の部分ですけど。毎回毎回最下位を突っ走ってるんですけど、これは何か改善をしようという、そういうあれがないとしても、その数字じゃないんだよという、この前も説明を受けたわけな

んですけどいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） たぶん堤議員にはですね、何度説明してもたぶんご理解はいただけないだろうというふうに思いますが、これは以前の一般質問にもお答えをさせていただいてるかと思いますが、必要なお金と税収として入るお金、この金額の差がここに出てまいります。ですから、100億円西伊豆町が必要だとして、100億円税収で入るのであれば、限りなく1に近づくわけでございますけれども、西伊豆町としては、約50億円近くのお金が年間必要になりますけれども、その約3割ぐらいしか税収として入らないと。こういうことでございますから税収が50億に近づかなければ、この数字は上がってまいります。逆に税収が下があれば、今約3ですけれどもこれが2近づくというようなことで、今までもずっと同じ説明をしておりますから、この数字を改善しようということであれば、税収が飛躍的に伸びない限り、ここは伸びないということでございます。

○議長（山田厚司君） 4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） この財政力指数というのは毎年静岡県ではあれですよ。これは、そういう意味も、町長から今説明ありましたけど、その収入のあれがあるから、そんな数字をあんまりあてにしなくていいよということが、毎回発表されてるってことですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） あてにしなくていいのではなくて、それをもとに国や県が、交付税や交付金、もろもろの補助金などをつけてくださるわけでございますから、逆に長泉町さんのような潤沢な税収のあるところには、西伊豆町のように交付金は来ないわけですね。うちや松崎、特に下田・賀茂郡下伊豆半島南部については、皆さん税収が少ないわけでございますから、この財政力指数をもとに国県が財源負担をしてくださるということですから、この数字はそういうものに役立てられているというものでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） この計画ってのは時限立法なんだけど、説明にも書いてあったんだけど当局の説明資料にはね、この新活法の目的っていうのはあれですか、当町のように過疎地域が持続発展し、過疎から抜け出すことが目的であるということですよ。一方、旧過疎法、過疎計画、過疎法はね、自立促進のための支援であったわけですけど、今回この過疎地域持続的発展計画においてですね新過疎法と旧過疎法の違いって、どこが違うかってことは指摘

できますか。この計画は。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課（長島 司君） 昨日、一般質問のほうでも多分答弁させていただいたかと思うんですけども、今回の一つ前の改正になりますけれども、平成12年の4月1日の過疎地域活性化特別措置法にかわりまして前回の過疎地域自立促進特別措置法が施行されたときには、皆さんご存じのとおり火葬場が追加されたりとか、いわゆる施設整備に対する財源措置というものが主に視点が当てられていたということになっております。今回過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、先ほど議員もおっしゃられたとおり、こちらについては持続可能な地域を目指していくということで変えられたものでございます。今回、町が作成した計画案の中では、移住・定住、地域間交流の促進、人材育成、それから地域における情報化、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、再生可能エネルギーの利用の促進などなど、そちらのほうで過疎債の適用を受けられるように、追加もしくは修正を加えて、お示しをさせていただいたところでございます。大きな点というのは今まで施設整備に関する財政措置が主だったものが、いわゆる持続可能な地域をつくるために、そちらのほうに重点を置かれ、なおかつそれを記載し、起債が借りられるようになったというところが大きな違いかと思えます。

○議長（山田厚司君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） もう1点ね、36ページですね。36ページに集落整備とその対策についてことで、まちづくり協議会を活用をして、まちづくり協議会を活用するとしていますけど、以前この件に関しては前町長もこの町長裁量予算として確か1,000万円をとったけど、結果見るべきものはなかったわけですね。この計画が実現すれば大変結構だと思うわけですけど、現状このまちづくり協議会ってのは、ただのイベント開催カリケーション活動か団体か1人ですね。集落機能、強化を担わせるのは、担わせ活性化を期待するのはちょっと無理があるんじゃないかと私は思うんですけどね。考えがあって載せていることだと思いますけど。しかしながら、この文言も前回の旧過疎計画とほとんど同じなんですよね。だけどこれ載せるからには、考えがあって載せているんだらうから。集落機能の強化っていうのはこのまちづくり協議会をどのようなスタイルで行わせるのか、その辺は考えているんでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課（長島 司君） まちづくり協議会の活動については、議員もおっしゃられるとおり協働のまちづくりとしてそれぞれの地域が抱える課題を解決するための組織としてこ

れまで活動を行ってまいりました。発足当時からさらに高齢化が進んだことであるとか、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして活動自体が制限されている状況などから、活動の規模縮小それから停止を余儀なくされているという状況でございます。ただ、昨日の一般質問でもちょっとお答えさせていただいたとおり、首都圏等の企業には、例えば地域貢献であるとか社会貢献などとか、あと地域の人たちとの関係、いわゆる関係人口の中でそういったものが求められている企業もありまして、だんだんそういうものが、いろんな自治体で取り組まれているところでございます。今回のこの計画の中にも、地域住民やNPO等が、まちづくり協議会等への主体的組織的に参加する環境づくりや、地域おこし協力隊などの外部人材により集落機能の強化や地域の活性化を図るところを記載してさせていただきましたけれども、いわゆるまちづくり協議会、地域の人たちだけで今までやっていたものを、外部の人たちの力を借りながら地域活性化を図っていくことを今後進めていったらいいのではないのかということで、こちらのほうに記載をさせていただいたものでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかにありますか。

10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 修正資料の中の27番。27番って書いてますね。ページが書いてないもので。27番の防災対策の以前は、命山などってというのが書いてあったんで、これを修正したっていうことは、これどういう意味があるのかっていう、もう命山はやらないというふうに捉えていいんでしょうか。その点だけ。

○議長（山田厚司君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） 以前は避難タワーや命山っていう形で記載してございましたけれども、命山をつくるという形は今考えておりませんで、その分総括して津波避難タワーなどというふうな文面を変えさせていただきました。

○議長（山田厚司君） 10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 今答弁にですね命山などって言うから全部含まれてるんだと思うんだけど、命山はあえてつくる予定はないということで確認していいんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 昨日の仲田議員の一般質問にもありましたように、場所によっては今まで計画していたものができなくなったり、場所を変更をしたりということが今後出てくると思います。ただ、あえて命山という文言を使わなくても、津波避難タワーなどの中に命山も入りますので、必要になったときにはそこの文言で対応ができるということでございます。

ので、あえて命山という言葉を入れてないというふうにご理解をいただければと思います。

○議長（山田厚司君） はい、よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 1点だけ聞かせてください。22ページ、先ほど堤和夫議員から質問がありましたけど、これ正式には林道寺澤これはね、これ林道洞山線ね。先ほどねこれ県が入れるってことですけども、私はこの事業ってのは県が主体でやる事業というふうに今まで捉えたんですけども、事業主体が町になっていますよね。この22ページでいけば。その辺、県主体でないのか、町があくまで事業主体なのか、それをもう一度説明をお願いします。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 林道を開設するのは、県単で開設をします。ただ、そのあとの分筆登記などが出てくると、ここのを使ってやることもあります。それで、県のほうで、ここに記載してもらえれば、先ほどの堤議員の質問でありましたけど、記載してもらえれば町の負担金が減額できるかもしれないということで、記載をさせていただきました。開設は、県が行います。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議員がおっしゃるように、林道を入れるのは県で間違いないと思いますが、今課長は答弁したように補助金のからくりがございまして、基本的に林道などそういったものを入れたときには、町のほうにその事業費の1割の負担金を下さいというようなことがございます。その1割のうちのいくらかを過疎債で充当ができると、ここに載ればですね。ですからそういったテクニックを県のほうが教えてくださったんで、入れたのではなかるるかというふうに思います。ですからその中身が、仮に充当の7割が過疎債が見込まれるのであれば、負担額が仮に1,000万になった場合は700万が過疎債に充当するとか、そういったもので町の負担が300万に減るとか、そういうことを含めて、ここに載せさせていただいたんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかにありますか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 15ページ、一番下その他の対策の農業なんですけどね、人・農地プランにおける中心的経営主体を経営を主体とした農業振興を図り、農業生産展開の基礎となる優良農地の確保や農村地域の秩序ある土地利用の確保に努め、こういうようなことがなんかうたってあるんですけど、優良農地であるね先川の青地のあそこになぜ認定こども園を持つ

ていくのか理解できないんですけど、私が理解できるように町長説明してくださいよ。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然持続可能なまちをつくるためには農業は大切だというふうに思っております。農業も大切でございますけれども子供の命も大切ということで、町としては先川を今ご提案をしていると。ただ、今先川に決まってるわけじゃございませんので、今後保護者の皆さんのご意見を伺いながら、最終的には議会の議決をいただいて決定していくんだろうというふうに思っております。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 決定してないところ、ああだこうだ言ってもしょうがないから、それはもうやめますけど。先ほど5番、芹澤議員のとちょっと絡むんですけどね。私も旧過疎法と、西伊豆町過疎地域これ持続的発展、要するに今はやりのサステイナブルが入っているわけですよ。ただ、文言、旧と比べてそんなに変わっていることがないわけですよ。ですから、この持続的発展計画新しい計画で、どこがこれに該当するのか。ウィズコロナ、アフターコロナのことを考えながらこの案を作ってるのか。それともそういうことはなしで、旧法の案を基本として、ただつくっているのか。その辺のことを教えてください。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） この計画の中でどこが変更になったかということについてはですね、全員協議会等の資料にも記載させていただきましたのでちょっとそちらのほうをごらんいただきたいと思います。具体的に申し上げますと、例えば12ページですね移住・定住、地域間交流の促進、人材育成等については、こちらを新たに追加したものでございまして、今回の法改正に基づく持続的発展計画を推進するためには、それらの施策が必要ということで追加させてもらったものでございます。基本的には過疎地域からの脱却というものを、まず最初、目的としているわけございまして、そのためにどのように進めていくべきかというものを法律の中で規定していくわけございまして、前は自立促進で、今回は持続可能というようなところに視点を当てて計画のほうを作成してくださいということでつくらせていただいたものでございます。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 最後の質問しますけども、延々やってもしょうがないですけど、そういう新しいそのあれを入れたってということですけども、基本、私も議長やっていった時、時限立法のあれでもっと過疎債をたくさん多く認めてくれないかということで運動したわけ

ですけども、今どうかわかんないんですけども、だんだんだんだんその国の財政力、コロナで弱ってきてると思って、この過疎債なんていうのはだいぶ小さくなっているんじゃないかなあというふうな推測するわけですけども。その中でやはりこういう新しく載せた持続可能に関する事業、こういうものでなければ、なかなか過疎債の予算を取る。こういうことは難しいんじゃないかなと推測です。これも推測ですけども、推測するわけですけども、そんなことはないわけですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 今の議員がおっしゃられたようなことも確かに推測はされるかと思えます。ただ過疎法に適用される自治体の数というのも、今回の近隣ですと河津町が入ったのかということの中で、この過疎債自体がすごく有利っていうこともありますし、こちらのほうをお借りしたいという自治体のほうも数多くいらっしゃいますので、なかなか申請したのが通るといようなことが難しくなっている現状もあるかというふうに思っております。ですから、全体はそんなに国レベルでは変わらないかもしれませんが、なかなか借りにくくなってきたっていう現状はあるかと思えます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。他に質疑ありますか。よろしいですか。

1 番松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） 事前に気づかなくて申し訳ございません。14ページのウ、水産業の3行目の主要な陸揚げとしてはってところが、これが水揚げが正しいのかなと思えます。

以上です。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 申し訳ございません。今、松田議員がおっしゃったように、陸揚げと書いてますけど水揚というふうに修正をさせていただければと思います。

○議長（山田厚司君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 水揚げと陸揚げの違いっていうか、その部分については

ちょっと調べましたら、前回は陸揚げということで記載をしてございます。その辺の意味合いとか、あえて陸揚げというふうに記載をしてる可能性もございますので、そこを調べて、もし修正が必要であればここを修正させていただくという形で取らせていただきたいと思います。

○議長（山田厚司君） 確認して必要ならば修正するというので、1番議員それでよろしいですか。ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第30号 西伊豆町過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第3、議案第31号 西伊豆町指定金融機関の指定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第31号は西伊豆町指定金融機関の指定についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 会計管理者。

○会計管理者（森 健君） それでは議案31号についてご説明させていただきます。

本件につきましては、8月2日の全員協議会におきまして経過等をご説明させていただいておりますが、現在、指定金融機関であります三島信用金庫等の派遣職員に対しまして、等の費用につきまして現在無償でございますが、今後は有償化ということで契約を結ぶ形となっております。つきましては、令和3年10月1日から令和6年の9月30日までの3年間、静岡県の三島市芝本町12番3号に本店を構えます三島信用金庫を、西伊豆町指定金融機関として指定したいものでございます。

以上です。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第31号 西伊豆町指定金融機関の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第4、議案第32号 西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第32号は西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） それでは、議案第32号西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

まず本件は、本条例中1か所、条項を削除をさせていただく内容の改正でございます。

議案書の2ページ新旧対照表をごらんください。削除する部分ですけれども、左側現行欄でいいますと個人番号カードの再交付1枚につき800円となっているところを削除し、以下11号から50までを1号ずつ繰り上げるものです。今回の改正理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法ですが、こちらが改正されたことによりまして、令和3年の9月1日から地方公共団体情報システム機構、通称J-LIS、こちらが個人番号カードを発行する主体として明確化され手数料を徴収することができるようになり、この手数料の徴収事務を、J-LISから各全国市区町村長に委託することができる旨の規定が新設されました。これによりまして市町村は、それまで条例を根拠に手数料を徴収してまいりましたが、9月以降はJ-LISと委託契約を結びまして、この契約を根拠に徴収することになりましたので、今回この条例の中から削除をさせていただくという内容でございます。西伊豆町におきましてもJ-LISと契約を締結いたしまして、今までどおりお客様が個人番号カードの再交付を受ける場合は、再交付申請をしていただいて窓口に取りに来ていただいた際に800円お支払いいただくということで、現状と変わることはございません。J-LISとの契約には期間はございませんで、番号法が続く限りこの契約が続くということになります。現在まで手数料のほうも800円で条例上うたってきましたけれども、こちらも変更ございません。改正の内容は以上となります。

資料1ページにお戻りください。附則の部分でございますが、施行期日ですけれども、この条例は公布の日から施行しまして、改正後の西伊豆町手数料徴収条例の規定は令和3年9月1日から適用します。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（山田厚司君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 今の行政の手数料については、消費税上は多分不課税になってると思うんですけども、今度は民間と委託契約をしてそちらから手数料をいただくということですか。まず確認なんですけども、そうした場合に消費税がかかるか、かからないかっていう質問いたします。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） 消費税のことですけれど、あくまでも契約上でJ-LISと西伊豆町がそのお客さんとの間に入って徴収します。領収書を発行して、集まったお金は全てJ-LISに納めるわけですけれども、これに関する手数料に関しては特にかかっていなくて、いわゆる無償で行うと。ただ、実際に事務がかかりますので、それについては交付税の中で措置されることになっております。なので西伊豆町とJ-LISが契約を結んでおりますけれども、それに関する手数料というのは発生しません。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） 失礼しました。個人がお支払いする800円にはかかりません。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤孝君） ちょっと私の聞き取りにくかったんだけど、J-LISそのJ-LISとの契約とはどういうことでしょうか。説明してください。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） J-LISってのは通称名でして、正式にはですね地方公共団体情報システム機構、こういった団体がございます。これはいわゆるマイナンバーカードの全体をここが統括して、国からですね事業を行っているところになります。ここと、いわゆる手数料の徴収に関する契約を、今回結ぶということになります。これによって西伊豆町

は今まで条例の中で手数料800円とうたってきたところ、それが削除されてこの手数料の委託契約の中で800円という指定がありますので、それによって実施するという内容でございます。ですのでお客様のほうにとっては、特に今までと変わることはございません。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。議案第32号 西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時49分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第5、議案第33号 西伊豆町過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第33号は西伊豆町過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細は担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） それでは議案第33号について説明させていただきます。

今回の改正ですが、先ほどの議案第30号でお伝えいたしました、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、西伊豆町過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正したいものでございます。

最初に、議案より別に配付をいたしました説明資料を使いまして、今回の改正内容について説明をさせていただきます。こちらの上の表の旧法と下の新法、それぞれをごらんいただきたいと思います。まず2行目の対象業種ですが、旧法においては旅館業、製造業及び農林水産物販売業が対象とされておりましたが、新法ではそれに加えまして情報サービス業等が追加されました。

次に取得要件ですが、旧法では一律2,700万円を超える設備の新設増設が対象でございましたが、新法では旅館業、製造業の資本金の額により3段階に区分されまして、農林水産物等販売業、情報サービス業等についても別に規定をされたところでございます。これに伴いまして、旧法では一律に2,700万円を超える設備の新・増設でなければ対象にはなりませんでした。新法では、例えば資本金5,000万円以下の場合、500万円以上の新・増設または取得等々されたため、利用しやすくなったところに変更されております。次に固定資産税の課税免除期間ですが、こちらは3年間で変更はございません。また、適用期間につきましては、租税特別措置の延長を原則3年以下とする閣議決定に基づき3年間とされていることから、適用期間を令和6年3月31日までの延長といたしました。

それでは、今度議案のほうで今回の改正内容についてを説明させていただきます。2ページの新旧対照を表をごらんください。まず、今回の法改正に伴い、表題を西伊豆町過疎地域の持続的発展対策に伴う固定資産税の特別措置に関する条例に改正をいたします。次に第1条につきましては、法律及び省令の変更に伴う名称等、また、条文の下から2行目になりま

すけれども、特別償却施設を新設し、または増設した者を、特別償却設備の取得等をした者に改正をいたします。次に第2条につきましても、特別償却施設を新設し、または増設した者を特別償却設備の取得等をした者に改正をいたします。以上が改正内容となります。

1ページをごらんください。附則のところにありますけれども、この条例は公布の日から施行し、改正前の本条例は令和3年4月1日から遡及適用させていただくこと。また、改正前の条例適用者には、経過措置として改正前の施行規則を適用することを附則で規定しております。

簡単ですが説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） ちょっと非常に難しくてですね、よく条例がわからないんですけども。例えば三四郎は今新しいホテルになってるわけですけども、あれを例にとるとどういうようなことになりますか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 三四郎さんが既に改修のほうが終わっておりますので、適用されるということになりますと多分旧法のほうが適用になるかと思えます。対象業種は旅館業でございますので対象になりまして取得要件につきましては、2,700万円を超える設備の新設若しくは増設をした場合に、固定資産税の減免が受けられる措置になるということになります。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それが令和6年3月31日まで続くというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） すいません先ほどちょっと私のほうで誤った答弁というかですね、先ほど三四郎さん、昨年度で終わったという話をしましたけれども、多分ゴールデンウィーク中のものになりますので、新法のほうの改正になるかもしれません。ちょっとその辺は確認しないとわかりませんので、その辺は確認してはいますけれども、適用期間ってのが令和6年3月31日までということなんですが、先ほどお話したとおり固定資産税の課税免除が受けられるのが3年間となっておりますので、これからやった場合に、令和6年の3月

31日までの分が対象になりますということでございます。

○議長（山田厚司君） 3年間の固定資産税の免除が受けられるっていうふうなことですね。

9番議員わかりました。よろしいですか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 1ページの、特別償却設備を新設し、または増設した者ってやつが取得等となっておりますけども、新設増設以外に取得、要は新設増設等取得ってのはどこが違うんですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） すいません細かく示されておられませんのでちょっと想像になってしまふんですけれども、今回、対象業種が情報サービス業というものが追加されました。ですので、恐らく今までと変わったのが取得等っていうところが追加されたということなんですけれども、その情報サービス業の中の、例えばパソコンであるとかサーバーであるとか、そういったものを取得する場合に、今回新たに取得要件の中に含まれるということになるかと思えます。これまでは例えばホテルの冷蔵庫であったりとか、そういうものを新設または増設する場合に適用になったかと思うんですけれども、新たに取得等というのが追加されたという意味は、そういうパソコンであるとか情報通信管理機器に伴う取得等ということで変更されたものだというふうに思っております。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 特別償却設備ね、金額的なくくりというのがあるんですか。これは設備ですよ、これは消耗品ですよ。さっきパソコンって話が出てきましたんで、この辺のくくりはどうなってます。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） そのくくりというのは特にはうたわれておりません。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。議案第33号 西伊豆町過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第6、議案第34号 令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第34号は令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第34号についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,514万2,000円を追加し、総額をそれぞれ75億4,182万5,000円としたいもので、主な補正内容ですが、歳入につきましては、地方交付税において計数の変更や地域デジタル社会推進費等の追加項目創設による増額、前年度繰越金の全額計上及び雑入においてサンセットコインチャージ料を増額し、財源調整として財政調整基金繰入額を減額したいものです。

歳出につきましては、4月1日及び30日付けの人事異動による人件費の増減、10月24日執行予定の参議院議員補欠選挙関係経費の計上。商工費において、町内経済活性化対策として、

サンセットコインの10%還元事業の計上。林業費において、林業事業支援のための森林整備事業補助金等の計上をしたいものでございます。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正。歳入です。款、項、補正額の順に朗読いたします。

10款地方交付税、1項地方交付税ともに、2億9,100万4,000円。

12款分担金及び負担金、2項負担金ともに、30万円。

13款使用料及び手数料、1項使用料ともに、340万円。

14款国庫支出金、809万8,000円。2項国庫補助金、39万8,000円。3項国庫委託金、770万円。

15款県支出金、2項県補助金ともに、772万8,000円。

16款財産収入、1,617万6,000円。1項財産運用収入、170万3,000円の減。2項財産売払収入、1,787万9,000円。

18款繰入金、1項繰入金ともに、2億4,914万5,000円の減。

19款繰越金、1項繰越金ともに、5,325万8,000円。

20款諸収入、1億2万3,000円。4項受託事業収入、5万円。5項雑入、9,997万3,000円。

21款町債、1項町債ともに、570万円の減。

歳入合計に、2億2,514万2,000円を追加し75億4,182万5,000円としたいものでございます。

3ページをお願いします。歳出です。款、項、補正額の順に朗読いたします。

1款議会費、1項議会費ともに、105万円。

2款総務費、251万円の減。1項総務管理費、1,078万円の減。2項徴税費、72万円。3項戸籍住民基本台帳費、15万円の減。4項選挙費、770万円。

3款民生費、1項社会福祉費ともに、347万円。

4款衛生費、630万円。1項保健衛生費、168万円。2項環境衛生費、1万円。3項清掃費、456万円。4項町営斎場管理費、5万円。

5款農林水産業費、2,758万3,000円。1項農業費、467万7,000円。2項林業費、2,090万6,000円。3項水産業費、200万円。

6款商工費、1項商工費ともに、1億1,234万9,000円。

7款土木費、3,039万1,000円。1項土木管理費、1,175万円。2項道路橋梁費、814万5,000円。4項港湾費、3万3,000円。6項建築物地震対策推進事業費、1,046万3,000円。

8款消防費、1項消防費ともに、14万9,000円。

4 ページをお願いします。

9 款教育費、318万4,000円。1 項教育総務費、37万6,000円の減。4 項認定こども園費、679万円。6 項保健体育費、323万円の減。12 款諸支出金 1 項基金費ともに、4,317万6,000円。

歳出合計に 2 億2,514万2,000円を追加し、75億4,182万5,000円としたいものでございます。

5 ページをお願いします。第 2 表、債務負担行為補正（第 6 号）になりますが、事項につきましては、西伊豆町指定金融機関の事務取扱いに関する負担金、期間は令和 3 年度から令和 6 年度まで、限度額は 660 万円の範囲内で、令和 3 年度予算計上額 110 万円を超える金額については、令和 4 年度以降において支払うというものでございます。今回の債務負担行為補正の理由といたしましては、今後締結する予定の西伊豆町指定金融機関の事務取扱いに関する契約書の中で、契約期間を 3 年、負担金を毎年支払うことになっているためでございます。

6 ページをお願いします。第 3 表地方債補正（第 6 号）になります。まず、過疎対策事業債ですが、田子安良里線舗装補修事業及び県単道路改築等県営事業において事業費増額に伴う増額、橋梁長寿命化対策事業において国庫補助金の減額に伴い増額となり、630 万円増額し、6,150 万円としたいものでございます。

臨時財政対策債ですが、県から本年度の限度額の決定がありましたので決定額に合わせて 1,200 万円を減額し、1 億3,800 万円としたいものでございます。

7 ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括、歳入です。これにつきましては先ほど説明いたしました第 1 表歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略させていただきます。

8 ページをお願いします。次に歳出です。これにつきましても第 1 表と同様ですが、補正額の財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

9 ページをお願いします。2、歳入です。主なものを説明させていただきます。10 款 1 項 1 目地方交付税、2 億9,100万4,000円、普通地方交付税ですが、合併算定替の激変緩和がなくなったこと及び人口減少に係る交付税の減額を見込んでいましたが、計数の変更などがあり見込みより減らず、地域デジタル社会推進費の創設などの追加項目もあり、増加したものです。

13 款 1 項 4 目商工使用料 340 万円、田子瀬浜海水浴場駐車場使用料ですが、補正予算計上時は、緊急事態宣言発令前であったため実績からの見込額で算出しましたが、緊急事態宣言発令により開設期間の短縮等の影響を受け、今回の補正計上額より減少するものと思われま

す。14 款 2 項 5 目、土木費国庫補助金 37 万 9,000 円は、内訳として社会資本整備総合交付金 523

万1,000円は新規として、緊急輸送路沿い建築物耐震促進事業補助金計画策定分と補強工事分1棟分の計上。社会資本整備総合交付金（防災安全交付金）485万2,000円の減は、橋梁長寿命化工事等の内示額決定による減額補正となります。14款3項1目総務費委託金770万円、10月に24日執行予定の参議院静岡県選出議員補欠選挙の委託金となります。

15款2項1目総務費県補助金330万円、地震・津波対策等減災交付金の中の支障木等予防伐採事業として、今回歳出にも計上している町道浜野畑線予防伐採業務が補助対象となるため、事業費の2分の1を計上するものでございます。

10ページをお願いします。18款1項1目財政調整基金繰入金2億8,702万1,000円の減。地方交付税等の増額に伴い、財源調整としての繰入金を減額したいものでございます。5目のふるさと応援基金繰入金2,127万円につきましては、サンセットコイン事業等に充当するため繰り入れるものであります。8目の西伊豆町森林整備基金繰入金1,660万6,000円につきましては、町内森林整備事業一般財源に充当するため、繰入れをするものでございます。

11ページをお願いします。20款5項2目7節雑入1億円。サンセットコインチャージ料です。

12ページをお願いします。歳出です。人件費につきましては、全般にわたり、4月1日及び30日付け人事異動に伴う人件費の増減、職員数の減及び共済費負担率変更等に伴うものでございます。

1款1項1目10節、需用費、修繕費として40万円。1階ラウンジにおいて議会映像を公開するための、映像ケーブル配線の設置等に伴うものでございます。

2款1項3目18節負担金補助及び交付金110万円、指定金融機関の事務取扱いに関する負担金として、10月から翌年3月までの半年分を計上しております。13ページをお願いします。最下段から14ページにかけての2款4項6目参議院議員補欠選挙費770万円ですが、全額国庫委託金の範囲内で執行できる見込みです。14ページの17節備品購入費49万5,000円では、投票用紙自動計数機1台を購入予定でございます。

15ページをお願いします。3款1項5目、介護保険事業特別会計繰出金534万円につきましても、人事異動等によるものであり、全額一般会計からの繰出金となります。17ページをお願いします。

5款2項1目10節林道修繕費100万円ですが、林道大城線、林道草木ヶ沢線の道路支障木伐採及び路面補修等を予定しております。2目林業振興費1,990万6,000円ですが、7節報償費150万円、有害鳥獣の捕獲頭数の増加によるものでございます。18節負担金補助及び交付金

1,840万6,000円のうち、森林整備事業補助金として1,660万7,000円。これは林業事業者が実施する森林環境保全直接支援事業への補助金として、事業費の補助残の2分の1を町が補助するものです。静岡林業再生プロジェクト補助金179万9,000円。県補助金の内示予定に伴う増額でございます。5款3項2目10節港内施設修繕費200万円ですが、仁科、安良里漁港内の流木や土砂撤去、大浜5号陸開その他修繕等を予定しております。

18ページをお願いします。6款1項2目商工業振興費1,110万円、内訳として7節報償費、新型コロナ感染防止認証制度奨励金1,350万円。18節負担金補助及び交付金、新型コロナ感染防止認証制度補助金1,000万円の減。これは当初、町独自の認証制度の設立を考えていましたが取りやめ、県の認証制度を推進するため奨励金として交付したいので、補助金を減額し奨励金として計上したいものでございます。商工会スクラッチ事業補助金760万円。4月25日から6月30日までの期間で実施した事業への補助金として470万円を交付決定しましたが、好評により5月中旬に配布分が終了したため、不足分の増額及び緊急事態宣言により逼迫している飲食店の支援として、秋期のイベント費用として補助金を追加したいものでございます。4目観光施設費332万9,000円。内訳として7節報償費47万円は、田子瀬浜・浮島海水浴場設置管理の謝礼。13節使用料及び賃借料285万9,000円は、田子瀬浜海水浴場駐車場借地料です。7目サンセットコイン事業費1億1,200万円。緊急事態宣言の発令により逼迫した住民生活や事業経営の支援として、前回好評であった還元キャンペーンを10%還元として実施し、消費拡大を図りたいものです。個人チャージ分として1億円、還元ポイント分1,000万円、残り20万円は、教育旅行への誘客支援として配布する予定でございます。

19ページをお願いします。7款1項1目土木総務費1,175万円のうち、12節委託料660万円は、向山No.2急傾斜指定申請書作成に伴う測量業務となります。7款2項1目道路費814万5,000円のうち12節委託料660万円は、町道予防伐採業務として、県費2分の1の補助事業です。町道浜野畑線の野畑砂防ダム付近の道路に覆いかぶさっている立木の伐採を行うもので、東電と共同で実施します。20ページをお願いします。7款6項1目18節負担金補助及び交付金1,046万3,000円のうち、建築物耐震化補強計画策定事業補助金300万円。建築物耐震補強助成事業補助金712万9,000円は、新規事業として緊急輸送路沿いの建築物耐震促進事業補助金として事業申請者1軒に補助金を交付するものでございます。

21ページをお願いします。9款1項2目10節教職員住宅修繕費50万円。老朽化と新ALTが10月に入居予定であるため、ハウスクリーニングとあわせて、畳、襖、壁紙の張り替えを行いたいものでございます。3目11施設ハウスクリーニング手数料13万4,000円、当初ALT、

C I Rの入替えは2人の予定でありましたが3人となったため、1か所分を増やしたいものでございます。22ページをお願いします。

12款1項1目24節積立金4,317万6,000円。内訳として、財政調整基金（利子積立）170万3,000円の減。これは東京電力パワーグリッド社債売却に伴う収入予定利子の減少によるものです。財政調整基金（債券売却収入積立）1,787万9,000円。これは東京電力パワーグリッド社債売却に伴う売却費の増加分です。減債基金（元金積立）2,700万円。これは将来公債費負担軽減のため地方債の繰上償還を行いたい事態が生じた場合に備え、前年度決算余剰金の一部を積み立てるものでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。質疑は全般にわたりページを指して質疑してください。質疑ありませんか。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） 20ページをお願いします。20ページの7款の土木費の補助金の説明がありました。まず1点目は、ブロック塀耐震改修促進事業の補助金が、計画しておると思うんですが、以前も、以前というか、今地震とかそういうのが来たときのあれなんですけど、その補助金というのは、以前もやってまた今回もそれは追加するという事業ということですか。それがもし説明があったら教えていただきたいんですが。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） このブロック塀の関係ですが、県の補助要綱が一部変わりました。以前はブロックを取り壊してフェンスをつくる場合と、緑化で樹木なんかを植えた場合とで補助率が違ってました。木を植栽するほうが補助率がよかったですけど、それを県のほうが同じ補助率にさせていただきましたので、県の補助率、歳入のほうもありますけど補助率が増えたもので、それに対する町から支出する分も増やしました。

○議長（山田厚司君） 4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） その次のすいませんこれ申し上げていただきたい。建築物耐震化補強の計画策定事業の補助金という形で300万円、今回計上しておるんですが、耐震化補強計画策定計画を策定するという補助金ということですか。これ、耐震化のあれをどういうふうにするかという補助金かちょっとその辺が、すいません説明をお願いします。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 7款6項1目の補助金のところにあります最初のブロックの

下にあります建築耐震化補強計画策定事業が設計するものの補助金で、その下にありますのが実際に工事を行うことに対する補助金になります。両方とも、1軒分の補助となります。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 18ページの一番下のサンセットコイン事業のところでございます。昨日私このことで伺いましたが、少々はやりまして、私、余り詳細を伺うことが出来ませんでした。どのくらいの期間であるとか、そんなような詳細をお聞かせいただければと思います。お願いします。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 今回の期間ということでございますけれども、今まだ緊急事態宣言が発令されておましてお店等も閉まっておりますので、その状況を見ながら開始をさせていただき、還元については3月31日までということで行いたいと思っております。ただ、予算が執行なくなりましたら、その時にもう終了という形で行いたいと思っております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 申し訳ありません自分で調べれば分かることなのですが、今ここに参加している事業者さんというのはどのくらいあるんですか。このサンセットコイン事業に参加している事業者さんの数はどのくらいなんでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 店舗数ということでよろしいでしょうか。約130です。

○議長（山田厚司君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ありがとうございます。それは全体からのパーセンテージから言うところのどのくらいなんでしょうか。130店舗というのは、大半という捉え方なのかそれとも半分ぐらいとか、そのくらいのパーセンテージはわかりますか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） ちょっと全体の数字は持っておりませんが、当初サンセットコイン事業を始めるときに商工会のほうに確認をいたしまして、全店舗というかそちらのほうに投げかけさせていただきました。何%までかちょっと数字がわかんないんですけども、たいへん多くの方に入っていたというのを聞いております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤孝君） 今のところなんですけど、この事業については事前に全協なんかで説明がありましたか。ちょっと私覚えてないんだけど。それとお金の流れってのはどういうことになるんですか。何をどっからこの1億1,000万持ってきてやるのか。それで、そのお金をどこへプールしてくのか。その辺の流れはどうなってるんですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） すいません全協等では説明はしておりませんが、前回、春4月25日から開催をさせていただき、その時がたいへん好評であった。昨日仲田議員の一般質問でも、その辺の状況については説明させていただいたところなんですけれども、今回、緊急事態宣言が今出ておまして、特に夏場の観光シーズンの中でお店が開業できないとか、たいへん地域経済としては厳しい状況がございます。従いまして、急遽ではございますけれども、サンセットコインという実績のあるツールを使いましてやるのが、地域経済を支える意味で必要なのではないかなということでやらさせていただきました。お金の流れにつきましては、歳入予算のほうで1億円計上させていただきましたけれども、個人が1億円分ですね商店等で買物した場合に、その10%をサンセットコインに還元するという形で進めていきます。予算がなくなり次第それを終了ということになるんですけれども、その追加した10%については、3月31日まで有効使用ができるという流れになります。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 1億円については個人のお金で、追加の10%の1,000万についてはふるさと納税を財源といたします。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 先ほど堤豊議員の質疑のちょっと追加っていうか、よくわからないので、20ページの建築物耐震化補強計画策定事業補助金と、もう一つ補助金、これ一緒のところなんです。これ個人じゃなくて、たぶん推測ではホテル関係ではないかと思うんですけども、その辺の状況を教えてください。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 同じ所有者の同一の建物になります。それで、ホテル関係ではございません。

○議長（山田厚司君） 10番、増山勇君。

- 10番（増山 勇君） ということは個人の建物ということで理解していいですか。
- 議長（山田厚司君） 町長。
- 町長（星野浄晋君） 一番初めに総務課長が説明をしたときに申し上げたかと思えますけども、要は国道沿いですね緊急車両が通る沿線に建っている、個人で事業をされてる方の建物になります。先ほど課長が言ったようにホテルではない。ただ、これ以上のことを申し上げますと個人情報になりますので、申し上げることはできませんけれども、そういった建物の計画をし、改築の費用をこちらで補助をするというような形になります。
- 議長（山田厚司君） 10番、増山勇君。
- 10番（増山 勇君） すいませんもう一度確認しますが、こういった補助っていうのは、申請があって初めてやるだろうと思うんですけどもね。それとも町のほうで、これは耐震化補強を計画して、そして実施すると。合計約1,000万の補助を出そうというわけですから、相当大きな建物ではないかなと推測するんですけども、国道沿いにあるというだけで、個別にはいいですけどもね。どこが申請して、どういう手順でこの予算に載ったのかっていうことだけは知りたいです。
- 議長（山田厚司君） 町長。
- 町長（星野浄晋君） 手順などにつきましては後ほど担当課長のほうから答弁させますけども、補助率がございまして、国費が2分の1、県費が4分の1、町費が4分の1でございまして、丸々町がお出しをするというものではございません。
- 議長（山田厚司君） 産業建設課長。
- 産業建設課長（松本正人君） この建物につきましては、県のほうで国道沿いの建物を調査しまして、いろいろここが危険だということを判断しまして、まず耐震改修というのを、この前に無料でやってもらうものもあります。それに基づいて耐震能力がない建物に対しましては、こういう制度があるから改修してはどうですかということを県がお勧めしまして、それでこういう補助がもらえるなら、耐震改修をしましょうというふうに言ってきた方に対する補助となります。
- 議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。
- 9番（堤 和夫君） 10ページをお願いします。農林水産業費県補助金で、1節農業費補助金1万4,000円。これ金額が小さいんですけど、多面的機能支払交付金という、何かこう聞きなれない言葉があるんですけど、説明をちょっとしてください。それからその下のですね農業費補助金179万9,000円、民有林間伐事業費補助金、どこかっていうのを言ったのかもしれ

ませんが私がちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、これはどこかをお願いします。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） まず多面的機能支払交付金につきましては、宇久須のほうで、宇久須みのりプロジェクトというところで、農地の維持保全をやっていただいております、それに去年から補助金を、国と県と町の補助金を出しておりますが、今までより若干多く面積をやりたいという要望がありまして、県のほうにその申請をしておりましたら多く補助金がついたもので、今回追加で1万4,000円増額ということで計上をいたしました。それと、下の179万9,000円のほうは、民間でやってる間伐、間伐の事業の補助金に対する静岡林業プロジェクトというのがあるんですけど、その県費補助になります。ちょっと場所のほうは細かいのはちょっとあれですけど、民間の事業者がもう既に行っている事業、その付け増しになります。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） それでは多面的機能のほうは何か宇久須のみりプロジェクトでなんかお花畑かなんかそういうものをやってるんですか。それ1点と、それからその下の民有林の間伐ですけど、静岡林業プロジェクトがやっていて、その何か追加金というふうな説明だったんですけども、そうしますと全体はどれぐらいの金額の間伐事業をやってるんですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） まず、宇久須のみりプロジェクトのほうは、荒れた農地の草刈りとかそういったものやっています。前に同じ補助金なんかをもらって、仁科なんかだとあそこの企業課の近くのところをやったものがこの事業になります。それでもう一つの静岡林業プロジェクトのほうは、全体的な面積でいきますと、全部で46ヘクタールほどの林地の開発、施業になります。もともとは384万円ほどを要望したんですけど、全額つかないで179万9,000円つきました。こちらは、当初は県もつける予定はなかったんですけどお金に余裕ができたみたいで、今までもずっと一時期はついてたんですけど、4、5年前からつかなくなって去年また改めて復活して補助金が出るようになりました。こうやって補助金をいただければ、林業者さんも大変助かるということで、もし今後つくようでしたら、また毎年行っていききたいかと考えております。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） もう1点、それでは17ページの2目の林業振興費の7節で、有害鳥獣捕獲報奨金で150万ということなんですけど、今はまだ11月からの狩猟期に入ってませんの

で、町が特別に狩猟の許可を出していると思うんですけど、150万でどれぐらいの頭数、鹿、イノシシを予定していますでしょうか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） こちらのほうは、今後捕れると思えるものが、全部で鹿が49頭、イノシシが238頭、ハクビシンが42頭、アナグマが43頭で、金額的には170万ほどで今回捕れる予定でいますけど、今現在補助残が予算残が20万円ほどあるもので、今回150万円補正で計上いたしました。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それでは2点お聞きします。まずは19ページ。ようやく町道の予防伐採業務ってのが始まったと思うんですけども、これ野畑地区というふうに言いました。東電との共同事業って言ってましたけども、町が660万円、そしてこのうち県が330万円を補助がありますよと。これは東電の負担はどうなってるのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 東電は、電線を中心から2m以内を東電のほうで切るよと。660万円は、それ以外の東電以外の分が今回660万かかるということになります。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） そうしますと実際には総事業費ってのは660万円じゃなくて、東電が樹木のラインの2m、これの分が何十万かあるというふうに今理解するわけですけども、こういう県の事業に対する補助金っていうのは、事業費総額にかかるんじゃないかと、町の持ち出し分に対して2分の1ってことなんですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 県のほうに確認したら、そういうことでお願いしますという話でした。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） もう1点聞きます。18ページ、ここで観光施設費の使用料のところ借地料っていうふうに出ています。これは田子の瀬浜海岸の借地だと思うんですけども、その上に海水浴場の施設設置管理謝礼というので47万でてます。これ非常にわかりにくいんで、例えば土地をどういう格好で借りてどういうふうに管理して謝礼を払って、総額でいくらになってるかこれの説明をお願いします。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） まず13節の借地料につきましては、今回チケットぴあをやって管理をいただいている民間の方の土地をお借りしたものを、ここで支出をしております。それから7節の海水浴場施設の設備の設置、管理謝礼というのが、前に管理をしていただいたときにも払ってたんですが、漁協と「せのはま」さん、民宿がございませけれども、そちらのほうにお支払いする謝礼としてこちらのほうに計上させていただいているものでございます。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） そうしますと、これ285万9,000円と47万円、これを合わせた330万円なのがしが、これの事業ですよ。調べればいいんですけど、それに対して収入はいくらだったんですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 歳入の9ページの、田子瀬浜海水浴場の駐車場の使用料という事で340万円計上してありますけれども、そちらが収入となります。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

10番、増山勇君。

○10番（増山勇君） 19ページの土木費の工事請負費のこれは、箇所が変わって金額同じなんですけどもね、どういう理由で箇所が変わったのかっていうのを1点知りたい。2点目は、この補正をつくってから観光協会や旅館組合から要望があって、厳しいということで要望を受けてると思うんですけどね、それについての、町長前向きな答弁されてるみたいでね、どれぐらいの金額を予定してですね、またそれを今度の補正じゃこれは間に合わせられませんけれども、臨時議会なり開いてやるつもりなのか、その辺の方向性を教えてください。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 前段の部分につきましては、後ほど担当課長のほうから答弁させます。先にお越しになりました要望のものにつきましては、予算は既に町は持っております。というのは、もう皆さんのほうに既に補正予算でお願いしていた枠の中で、何とかできる要望でございませ。ですから、即決をしてやりましょうということも可能なわけでございますけれども、あらかじめ予算はありつつも、議員の皆様こういう要望が来ましたので、これに上げさせていただきますということをお示しをしてから決定をしたほうがよからうということで、議会の皆さんに諮った後に決定をするという新聞記事になっているかと

いうふうに思っておりますので、補正予算を組まなくても、財源は既にあるというものでございます。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 19ページの14節工事請負費について説明いたします。これは、田子安良里線舗装補修工事を新たに追加して月の浦井田子線舗装補修工事をやめたということではありません。田子安良里線舗装補修工事のほうは、旧国道のバス通りになりますけど、そのところの大田子地区の舗装で、当初は交番付近の交差点を計画には入れてませんでしたけど、地区のほうからそこまでやってほしいという要望があったもので、その分を追加して増やしました。それでもう一つの月の浦井田子線舗装補修工事のほうは、一番最初予算計上した時よりも、詳細設計を組んだら逆に少なくなったもので、同じ節の中で移動をさせて工事請負費の事業の中で済ませるような形にしました。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 同じ節の中でやれるようにして金額を合わせましたけど、まだ工事が終わってないもので、これから精算に入ってどうなるのかで、余裕を持たせて対応したものでございます。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 本来であればですね大田子のほうを増やすのであれば増で、月の浦井田子線のところは、最終的な3月に欠でもいいわけでございますけども、金額がそれに行っでこいでどうにかなりそうだということですから、ここであえて減と増をしたということでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 9ページの12款の土木費負担金のところで、急傾斜事業負担金ってあるんですけど、30万円。これはどこなのか、何軒分なのか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） こちらの急傾斜地の負担金は、場所は大田子の向山になります。工事費の事業費の10%を町が負担しまして、その残りの10%のうちの15%を受益者負担金ということで計上をいたしました。受益者戸数につきましては、受益者戸数は43戸になります。

○議長（山田厚司君） 5番、芹澤孝君。

- 5番（芹澤 孝君） 大田子地区の向山も工事が続いているんだけど、また新たに急傾斜地工事を進めるっていうこと。そうすると、それっていうのは住民のほうから要望があったのかどうか。その辺はどうなんですか。
- 議長（山田厚司君） 産業建設課長。
- 産業建設課長（松本正人君） 当初のやっていただけないかというそういった要望を、地区のほうからいただいております。
- 議長（山田厚司君） 5番、芹澤孝君。
- 5番（芹澤 孝君） 19ページの土木総務費、急傾斜事業負担金200万円です。これは先ほど10%の負担って言われましたけど、これ10%ってのは法定数字なわけ、10%負担金。
- 議長（山田厚司君） 産業建設課長。
- 産業建設課長（松本正人君） 通常県の工事をやる場合、町のほうの負担金が10%となっております。
- 議長（山田厚司君） 5番、芹澤孝君。
- 5番（芹澤 孝君） こないだちょっと議運のときに前もって質問したんだけどね、ちょっとそのときは15%っていう話があったんだけど、どっちが本当なの。
- 議長（山田厚司君） 町長。
- 町長（星野淨晋君） 先ほど冒頭課長が申し上げましたように、事業費の10%が町の負担、要は1億の事業をやるとすると1,000万が町、そのうちの15%が受益者負担ということで、お家をお持ちの方の戸数などで割っていくところ、15%、ですから厳密に言うと15%ではなくて、1.5%を受益者の方にご負担をいただいているということになります。
- 議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。
- 9番、堤和夫君。
- 9番（堤 和夫君） 11ページですけど、2目ですね諸収入20款の2目、新型コロナウイルスワクチン接種受託料、これはどういうことなんですか。説明をお願いします。
- 議長（山田厚司君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（平野秀子君） こちらに関しましては、まず町内ではなく、町外の方が西伊豆町の集団接種等で接種をしたいという申し入れがあった場合、こちらのほうに歳入の科目をつくらせていただいたことになります。最初は町外の方は、町外に住所はあるけれども、もう長らくこちらに居たりだとかという方に関しましては、個別接種で対応していただくと考えておりましたが、住所がなくても、長く例えば介護等でこちらのほうにいる方とかいら

っしやいましたので、その方たちも早く受けたほうがいいんじゃないかということで、集団接種の中に入れさせてもらったりしております。そのため、こちらの方は住まれてるところから西伊豆町のほうにお金のほうが入るような形になりますので、こちらのほうを急遽補正のほうで対応させていただいたことになります。以上です。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 18ページの6款商工費、商工業振興費なんですけど、ここに、18節に商工会スクラッチ事業補助金760万円である。事業の実施状況はどうなってるんでしょうか。今後の状況と。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） まず、この事業につきまして第1回目を行ったわけですが、そちらについてはスクラッチカード5万1,000枚が利用されまして地域経済効果といたしましては5,100万円以上があったのではないかとございまして。今後、アンケート等もとって、大変好評だったということがございましたので、この後また同様な形で開催をしたいというふうに考えておりますけれども、緊急事態宣言が継続中ございまして、お店も開いていない状況でございますので、その辺の状況がですね確認してできる状況になりましたら、すぐにまたスクラッチキャンペーンを開催したいというふうな形で今準備を進めているところでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 教えていただきたいことがございます。17ページの5の農林水産業費のところの港内施設修繕費というところでございますが、先ほどのご説明では、港の中の土砂や流木の撤去だっておっしゃいました。これは何か突発的なことが起きたのでやらなくてはいけなくなったのか。例えばもうこんなものは1年間にある程度たまってくるものであって、もう定期的に行われるようなものであったら、何かこれを補正で組まなくてもいいのかなってちょっと思ったりするのですが、その辺のところを教えていただきたいのと、申し訳ないですもう1点ございます。ほぼ同じような内容なのですが、21ページのところで先ほど教育のところ、A L T国際教育推進費のA L Tのところもございました。金額として大きくないのですが、当初2人が変わると思ってたのに3人だったっておっしゃいました。そのようなところも最初から予定にはなっていなかったのかどうなのかと、補正せざるを得なかつ

たという事情ってのは、後から起きてしまうんでしょうかというようなことを、この2点を伺いたいと思います。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 17ページのほうの質問ですが、こちらのほうは、もともといろんな修繕等に対する予算で350万円ほど予算を計上してありました。ただ、いろいろ事業をやっていくうちに予算が少なくなってなくなってきまして、それで、今現在、大浜地区の陸開が少し動かなくなってるものでその修繕をしたいものと、漁港内の流木などが今後も予想されるもので、そのお金とか、いつまた同じようなことが起こってもいいように、予備費としても考えておりました、それで全部で200万円今回補正で計上をいたしました。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） それでは21ページの国際教育教育推進費の中の役務費ですねハウスクリーニング代が増えたということで、理由としましては当初予算のときには、ALT2人の帰国を予定しておりました、そちらで2部屋のクリーニング代を予定したんですが、その後CIRのほうから、今回コロナの関係もありまして帰国をしたいという話がありましたので、そちらを補正で所要分を追加させていただいたという状況でございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 先ほどの港内施設の修繕費のところでございますが、ということは予測よりもかかってしまった、ちょっと予測甘かったかな、そういうようなことなんでございましょうか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 予想が甘かったって言えばそうかもしれませんが、もともと金額がそんなに多くなくて、ちょっとしたものでも多くかかることがありますので、1個1個対応していった結果、予算が足りなかったといふふうに考えてもらえれば助かります。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） よく災害ですね、大雨が降ると崩れますけども、以前はそういった修繕費は少なかったんですが、ここ最近大雨などによるそういったものがございまして、砂防堰堤などに、石またそういったものがたまってるのをかき出したりというような予算は、ここ最近では当初予算で盛らせていただいております。ただ、それも使わなければ残っていくものでございますから、あらかじめ予測値は立てるんですけども、それプラスの緊急のもの、

そしてそれを使ってしまった後無いと、そうなったときに使えないということがございますので、それをひっくるめて今回は200万円を上げさせていただいてるわけでございます。ただ、今まで予測できるものであれば当初で見込めるんですけども、なかなかこういった日頃ない通年ない事業については、どうしてもこういった対応をとらなければいけないので、今後出るかというふうに思いますけども、全て予測でたくさん予算だけを確保するということは当初はできないものですから、臨時というかこういう補正予算で対応しているということでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかにもございますか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今のところですけど、これちょっと私も勉強不足でわかんないんですけども、例えば流木を片づける、あるいは土砂を撤去する、これがいわゆる施設の修繕費、こういう区分けで本当にいいんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） この款項目の中で港内の施設ということで、例えば流木の片づけは、漁港施設の一部であるという考えでここに計上をさせていただきました。金額等がもしこれが大きいようでしたら、また別個に設けるようなあれも必要かと思えますけれど、今回は一緒に計上させていただいております。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） だからここで、モーターの修繕ってのがいくらかかって、それから漁港の機能を維持するために流木だとか土砂を片づけましたよってというのは、やっぱり分けてもらわないと。モーターを直すのは修繕というのはよく分かるんですけど、いいか悪いかしれませんけど、本当に流木を片づけたり土砂を撤去するのが修繕費にあたるかどうかというのは、もう一度、できれば調べていただきたいと思うんですよね。私が勉強不足で全くわかりませんから、教えてください。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 一応うちのほうが予算を入力するときに需用費の修繕費の中に施設修繕費がありまして、維持補修も、そこに入っております。流木とか土砂の撤去ってのは維持補修の中で見る修繕費って格好で、細細節っていうかそっちでは計上してあります。予算書上には説明欄に大きくしか載ってきてないものでちょっとそういう面があるかもしれませんが、一応分けるとそういうふうな格好になっております。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いや、一般の感覚で言うと、漁港の施設の中のこういう建物だとか、そういう機械だとか、こういうものが機能を発揮してない場合には修繕費、何十万以上20万以上とかこれが修繕費だよとか、20万以下が消耗品だよとか、こうやるんですけど、いわゆる漁港そのものが傷んでるんじゃないかと、こういう流れてきたもんだとか溜まってきたもんだとか、こういうのを撤去するのが本当に修繕費かなってところを聞いてるわけです。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 一応、今の部分につきましては、町として予算入力時にそのような格好の区分けをして入れてますもんで、修繕費で計上してる所です。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第34号 令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○議長（山田厚司君） 暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午後 0時 7分

再開 午後 1時00分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

○まちづくり課長（長島 司君） 先ほど議案第33号のところで高橋議員の質問に対しまして、設備の取得等をお答えさせていただきましたけれども、情報サービス業の追加によります通信機器、パソコン等が対象になるというようなお答えをさせていただきましたが、改めて確認しましたところ、設備の取得等とは建物の工事による取得または建設、附帯設備にあっては、改修のための工事による取得または建設を含むということが記載されておりましたので、先ほどお答えしたものよりも幅広くご利用できるということで、訂正のほうをさせていただきたいと思っております。たいへん申し訳ありませんでした。それと、議案第30号におきまして松田議員のご質問に、陸揚げと水揚げの違いということでお話をいただいたんですけれども、調べますと同じ意味にはなるんですが、陸揚げのほうは幅広く大きくとらえることができますので、前回の計画にも陸揚げという記載がございましたので、それをそのまま採用させていただき、それを記載させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第7、議案第35号 令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第35号は令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 議案第35号について説明させていただきます。

今回の主な補正内容につきまして、歳入に関しましては、一般会計繰入金として、人事異動に伴う職員手当等及び前年度繰越金を増額したいものです。歳出につきましては、総務費

において、人事異動に伴う職員手当等の増額、諸支出金において、コロナ減免分の増額及び前年度分の保険給付費等交付金確定により返還金を計上したものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正になります。歳入です。款、項、補正額の順で説明させていただきます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金ともに、534万円。

7款繰越金、1項繰越金ともに、596万3,000円。歳入合計から1,130万3,000円を追加し、13億9,830万3,000円としたいものです。

歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、534万円。

8款諸支出金、1項償還金及び賦課加算金ともに、596万3,000円。

歳出合計から1,130万3,000円を追加し。

○議長（山田厚司君） もう一度もう一度そのところを読み直してください。

○健康福祉課長（平野秀子君） 申し訳ございません。8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金ともに、596万3,000円。歳出合計に1,130万3,000円を追加し、13億9,830万3,000円としたいものです。申し訳ございませんでした。

3ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括収入です。2ページの1表 歳入歳出予算補正と同様ですので、省略させていただきます。

歳出、こちらに関しましても、2ページの1表と同様ですので省略させていただきたいと思っております。補正額の財源内訳は記載のとおりとなっております。

4ページをお願いいたします。歳入です。

6款1項5目その他一般会計繰入金534万円。内訳としまして1節、職員給与費等繰入金534万円の増となります。こちらは人事異動等による増額となっております。

7款1項1目繰越金です。596万3,000円。内訳としまして、1節繰越金596万3,000円。こちらのほうは、コロナウイルス感染症の影響によるコロナ減免及び介護保険給付費等の過年度返還金に伴う増額となっております。

5ページのほうをお願いいたします。歳出です。主なもののみ説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費534万円。内訳としまして、2節の給料、3節職員手当等、4節共済費の増額は人事異動に伴うものになってございます。

8款1項1目第1被保険者保険料還付金に40万円。内訳としまして22節償還金、利子及び割引料の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等により、保険料

の減免に対するものになっております。8款1項4目償還金556万3,000円、内訳としまして、22節償還金、利子及び割引料の増額は、介護保険料等の社会保険報酬支払い基金等による過年度分の返還金となっております。

以上で終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたりページを指して質疑してください。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第35号、令和3年度 西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎認定第1号から認定第6号の一括上程、説明

○議長（山田厚司君） お諮りします。

本日の日程になっております

日程第8、認定第1号 令和2年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

日程第9、認定第2号 令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて。

日程第10、認定第3号 令和2年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第11、認定第4号 令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第12、認定第5号 令和2年度西伊豆町水道事業会計決算認定について。

日程第13、認定第6号 令和2年度西伊豆町温泉事業会計決算認定について。

以上6会計の決算認定を、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、日程第8、認定第1号 令和2年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13、認定第6号 令和2年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についてまでを、一括議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時14分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

議案の朗読は省略して、順次、各会計の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） ただいま上程されました認定第1号から認定第6号までの各会計決算につきましては、各担当課長が説明を申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時16分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。会計管理者。

〔会計管理者 森健君登壇〕

○会計管理者（森 健君） それでは、ただいま上程されました認定第1号、令和2年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第4号、令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで順次説明させていただきます。説明につきましては、お手元に配付してございます事業実績及び主要施策の成果説明書に詳細が記されておりますので、ここにおきましては決算書の款のみの朗読をもちまして説明とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

朗読にあたり、各会計ともに、歳入は款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に、歳出は款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に朗読させていただき、調書などは増減のみの説明といたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、認定第1号、令和2年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

令和2年度一般会計、特別会計決算書の3ページ、4ページをお開きください。令和2年度静岡県賀茂郡西伊豆町一般会計歳入歳出決算書、歳入でございます。

1 款町税、8 億2,058万8,000円、8 億8,914万8,926円、8 億4,814万2,617円、187万858円、3,913万5,451円、2,755万4,617円。

2 款地方譲与税、3,630万円、3,961万3,000円、3,961万3,000円、0、0、331万3,000円。

3 款利子割交付金、60万円、60万8,000円、60万8,000円、0、0、8,000円。

4 款配当割交付金、230万円、258万5,000円、258万5,000円、0、0、28万5,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、230万円、348万4,000円、348万4,000円、0、0、118万4,000円。

6 款法人事業税交付金、320万円、297万6,000円、297万6,000円、0、0、マイナス224万円。

7 款地方消費税交付金、1 億8,000万円、1 億7,911万3,000円。1 億7,911万3,000円、0、0、マイナス88万7,000円。

8 款環境性能割交付金、330万円、331万7,602円、331万7,602円、0、0、1 万7,602円。

9 款地方特例交付金、469万6000円、469万6,000円、469万6,000円、0、0、0。

10 款地方交付税、24億1,296万8,000円、24億1,991万1,000円、24億1,991万1,000円、0、

0、694万3,000円。

11款交通安全対策特別交付金、68万円、81万5,000円、81万5,000円、0、0、13万5,000円。

12款分担金及び負担金、1,277万円、1,004万8,263円、1,004万8,263円、0、0、マイナス272万1,737円。

5ページ、6ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、4,214万6,000円、4,161万4,725円、4,158万2,725円、0、3万2,000円、マイナス56万3,275円。

14款国庫支出金、19億635万円、18億4,970万6,969円、18億4,970万6,969円、0、0、マイナス5,664万3,031円。

15款県支出金、4億1,298万8,000円、3億8,647万1,983円、3億8,647万1,983円、0、0、マイナス2,651万6,017円。

16款財産収入、1,885万4,000円、1,878万3,487円、1,431万8,487円、0、446万5,000円、マイナス453万5,513円。

17款寄附金、16億5,293万3,000円、15億8,700万9,121円、15億8,700万9,121円、0、0、マイナス6,592万3,879円。

18款繰入金、18億9,106万4,000円、16億6,401万1,806円、16億6,401万1,806円、0、0、マイナス2億2,705万2,194円。

19款繰越金、3億2,843万8,000円、3億2,843万8,587円、3億2,843万8,587円、0、0、587円。

20款諸収入、1億6,558万2,000円、1億5,026万8,388円、1億4,849万4,452円、0、177万3,936円、マイナス1,708万7,548円。

21款町債、2億6,400万円、2億3,021万円、2億3,021万円、0、0、マイナス3,379万円。

7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入合計、101億6,205万7,000円、98億1,283万857円、97億6,555万3,612円、187万858円、4,540万6,387円、マイナス3億9,650万3,388円でございます。

9ページ10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款議会費、6,019万6,000円、5,964万4,185円、0、55万1,815円、55万1,815円。

2款総務費、14億9,536万4,000円、14億6,136万7,305円、305万8,000円、3,093万8,695円、3,399万6,695円。

3 款民生費、9億6,981万4,000円、9億3,246万4,527円、0、3,734万9,473円、3,734万9,473円。

4 款衛生費、6 億874万3,000円、1 億7,734万8,128円、0、3,139万4,872円、3,139万4,872円。

5 款農林水産業費、2 億7,273万8,000円、2 億4,931万6,642円、0、2,342万1,358円、2,342万1,358円。

6 款商工費、22億1,027万1,000円、18億8,104万9,521円、1 億9,736万3,000円、1 億3,185万8,479円、3 億2,922万1,479円。

7 款土木費、4 億9,599万3,000円、3 億9,430万7,268円、8,556万8,000円、1,611万7,732円、1億168万5,732円。

11ページ、12ページをお願いいたします。

8 款消防費、6 億3,515万2,000円、5 億8,434万1,926円、1,000万円、4,081万74円、5,081万74円。

9 款教育費、5 億7,334万3,000円、5 億3,868万9,608円、0、3,465万3,392円、3,465万3,392円。

10 款災害復旧費、1 億6,160万2,000円、8,696万4,324円、2,600万円、4,863万7,696円、7,463万7,696円。

11 款公債費、6 億189万円、5 億9,966万6,892円、0、222万3,108円、222万3,108円。

12 款諸支出金、20億7,411万5,000円、20億638万8,208円、0、6,772万6,792円、6,772万6,792円。

13 款予備費、283万6,000円、0、0、283万6,000円、283万6,000円。歳出合計101億6,205万7,000円、93億7,154万8,510円、3億2,198万9,000円、4 億6,851万9,486円、7 億9,050万8,486円。

歳入歳出差引き残額 3 億9,400万5,098円となった内容でございます。

15ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

区分、金額の順にご説明させていただきます。

1、歳入総額、97億6,555万4,000円。

2、歳出総額、93億7,154万9,000円。

3、歳入歳出差引額、3 億9,400万5,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源、(1) 継続費通次繰越し額はなしでございます。

(2) 繰越し明許費繰越し額、2億4,074万7,000円。

(3) 事故繰越し繰越し額はなしでございます。計2億4,074万7,000円。

5、実質収支額、1億5,325万8,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はなしとなった内容でございます。

17ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

1、公有財産(1)土地及び建物の総括でございます。土地、建物ごとに区分、決算年度増減高、決算年度末現在高の順にご説明いたします。

土地(地積)、公共用財産、その他の施設、510平方メートルの増で3万4,971平方メートルに、合計510平方メートルの増で、1,996万4,265平方メートルになったものです。

建物、公共用財産、その他の施設、非木造29平方メートルの減で1万3,209平方メートルに、計29平方メートルの減で1万7,265平方メートルに、合計非木造29平方メートルの減で4万4,730平方メートルに、計29平方メートルの減で、5万1,757平方メートルになったものです。

18ページをお願いいたします。

(1)の2、土地及び建物の行政財産でございます。土地(地積)、公共用財産、その他の施設、510平方メートルの増で3万4,971平方メートルに、合計510平方メートルの増で73万331平方メートルになったものです。

建物、公共用財産、その他の施設、非木造、29平方メートルの減で1万2,314平方メートルに、計29平方メートルの減で1万6,650平方メートルに、合計非木造29平方メートルの減で4万3,835平方メートルに、計29平方メートルの減で、5万782平方メートルになったものです。

19ページをお願いいたします。(1)の3、土地及び建物の普通財産でございますが、土地(地積)及び建物の決算年度中の増減はありませんでした。

20ページをお願いいたします。(2)山林でございますが、決算年度中の増減はありませんでした。

(3)有価証券でございます。決算年度中の増減は4万9,000円の増で、21万7,000円に増額の理由は、決算年度末における実勢価格の上昇によるものです。なお、令和2年10月1日の株式併合により、保有株数が10分の1の136株に、一方で株式単価は10倍となりましたので、これによる実勢価格への影響はありませんでした。

(4)出資金でございます。決算年度中の増減は、一部事務組合下田メディカルセンター、76万3,000円の増で1,120万8,000円、合計76万3,000円の増で、決算年度末現在高が6,874万

7,000円となったものです。

21ページをお願いいたします。(5) 出損金でございますが、決算年度中の増減はありませんでした。

22ページをお願いいたします。2、物品でございます。普通乗用自動車2台購入1台廃車、小型乗用自動車1台廃車、特殊用途自動車のうち、ごみ収集車、消防ポンプ車、可搬ポンプ車は、それぞれ1台購入1台廃車のため増減はありません。軽自動車(貨物)、2台購入1台廃車となった内容でございます。

3、債権でございます。定住促進事業資金貸付金277万3,000円の償還で1,476万9,000円。百川奨学金貸付金9万5,000円の償還で31万円となった内容でございます。

23ページをお願いいたします。4、基金(その1)でございます。区分、決算年度中増減高、決算年度末現在高の順にご説明いたします。財政調整基金、1億9,065万5,000円の減で、22億5,064万3,000円。内訳は、積立てが1億934万5,000円。取崩しが3億円でございます。ガラス文化振興基金1万円の増で9,673万6,000円。工業振興基金1,000円の増で、673万9,000円、交通安全対策基金3,000円の増で、3,256万6,000円。ふるさと応援金3億2,463万8,000円の増で、18億3,669万円。内訳は、積立てが15億9,855万円、取崩しが12億7,391万2,000円でございます。消防基金9,000円の増で9,267万6,000円。西伊豆町振興基金23万5,000円の増で10億104万9,000円。診療所医療整備基金、562万3,000円の増で、3,164万3,000円。内訳は、積立てが600万3,000円、取崩しが38万円でございます。森林整備基金、239万9,900円の減で6,696万1,000円。内訳は、積立てが692万7,000円、取崩しが3,092万6,000円でございます。公共施設等総合整備基金2億4,345万9,000円の増で、12億9,839万3,000円。内訳は、積立てが3億18万6,000円、取崩しが5,672万7,000円でございます。計3億5,932万4,000円の増で、68億299万3,000円となった内容でございます。

5、基金、(その2)土地開発基金でございますが、決算年度中の増減はありませんでした。

6、基金(その3)奨学金でございます。区分、決算年度中増減高、決算年度末現在高の順にご説明いたします。百川奨学基金運用金11万7,000円の増で867万9,000円、内訳は、償還が9万5,000円、利子が2万2,000円でございます。計11万7,000円の増で、2,473万5,000円となった内容でございます。

以上で一般会計の説明を終わります。

続きまして、認定第2号、令和2年度西伊豆町国民健康保険歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

189ページ及び190ページをお開きください。

令和2年度静岡県賀茂郡西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、歳入でございます。

1款国民健康保険税、1億5,870万6,000円、1億8,451万7,054円、1億7,589万4,459円、58万316円、804万2,279円、1,718万8,459円。

2款一部負担金4,000円、0、0、0、0マイナス4,000円。

3款使用料及び手数料3万円、5万600円、5万600円、0、0、2万600円。

4款国庫支出金、184万7,000円、176万2,000円、176万2,000円、0 0 マイナス 8万5,000円。

5款県支出金、9億4,044万円。8億5,778万9,408円、8億5,778万9,408円、0、0、マイナス8,265万592円。

6款財産収入、21万6,000円、21万1,797円、21万1,797円、0、0、マイナス4,203円。

7款繰入金、1億735万1,000円、1億501万5,010円、1億501万5,010円、0、0、マイナス233万5,986円。

8款繰越金、2,589万円、2,589万349円、2,589万349円、0、0、349円。

9款諸収入、691万6,000円、735万1,637円、733万4,963円、0、1万6,674円、41万8,963円。

歳入合計12億4,100、4,140万円、11億8,258万7,859円、11億7,394万8,590円、58万316円、805万8,953円、マイナス6,745万1,410円でございます。

191ページ、192ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、2,751万5,000円、2,605万1,675円、0、146万3,325円、146万3,325円。

2款保険給付費、9億2,789万2,000円、8億3,652万5,037円、0、9,136万6,963円、9,136万6,963円。

3款国民健康保険事業の事業費納付金、2億5,399万8,000円、2億5,394万9,230円、0、4万8,770円、4万8,770円。

4款共同事業拠出金、1,000円、240円、0、760円、760円。

5款保健事業費、1,521万8,000円、940万3,252円、0、581万4,748円、581万4,748円。

6款基金積立金、71万7,000円、21万1,797円、0、50万5,203円、50万5,203円。

7款公債費、1,000円、0、0、1,000円、1,000円。

8款、諸支出金、1,347万円、835万1,413円、0、511万8,587円、511万8,587円。

9款予備費、258万8,000円、0、0、258万8,000円、258万8,000円。

193ページ194ページをお願いいたします。

歳出合計12億4,140万円、11億3,449万2,644円、0、1億690万7,356円、1億690万7,356円。

歳入歳出差引残額、3,945万5,946円となった内容でございます。

197ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

区分、金額の順にご説明いたします。

1、歳入総額、11億7,394万9,000円。

2、歳出総額、11億3,449万3,000円。

3、歳入歳出差引額、3,945万6,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はなしでございます。

5、実質収支額、3,945万6,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はなしとなった内容でございます。

198ページをお願いいたします。

財産に関する調書金でございます。区分、決算年度中増減高、決算年度末現在高の順にご説明いたします。

国民健康保険事業基金478万8,000円の減で、3億7,073万4,000円。内訳は、積立てが21万2,000円、取崩しが500万円でございます。計478万8,000円の減で、3億7,432万6,000円となった内容でございます。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、認定第3号、令和2年度 西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書についてご説明申し上げます。

229ページ及び230ページをお願いいたします。

令和2年度 静岡県賀茂郡西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、1億1,123万4,000円、1億685万700円、1億691万3,700円、7,000円、マイナス7万円、マイナス432万300円。

2 款使用料及び手数料6,000円、8,800円、8,800円、0、0、2,800円。

3 款繰入金1億9,031万9,000円、1億8,971万9,988円、1億8,971万9,988円、0、0、マイナス59万9,012円。

4 款繰越金51万2,000円、51万1,354円、51万1,354円、0、0、マイナス646円。

5 款諸収入425万9,000円、234万6,301円、234万6,301円、0、0、マイナス191万2,699円。
歳入合計、3 億633万円、2 億9,943万7,143円、2 億9,950万143円、7,000マイナス 7 万円、
マイナス682万9,857円でございます。

231ページ、232ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費、283万1,000円、248万4,391円、0、34万6,609円、34万6,609円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、2 億9,918万6,000円、2 億9,432万1,575円、0、486
万4,425円、486万4,425円。

3 款諸支出金、425万5,000円、233万6,123円、0、191万8,877円、191万8,877円。

4 款予備費、5万8,000円、0、0、5万8,000円、5万8,000円。

歳出合計、3 億633万円、2 億9,914万2,089円、0、718万7,911円、718万7,911円。

歳入歳出差引残額、35万8,050円となった内容でございます。

235ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。区分金額の順にご説明いたします。

1、歳入総額、2 億9,950万円。

2、歳出総額、2 億9,914万2,000円。

3、歳入歳出差引額、35万8,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はなしでございます。

5、実質収支額、35万8,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はなしとなった内
容でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

続きまして、認定第4号、令和2年度 西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
についてご説明申し上げます。251ページ及び252ページをお願いいたします。

令和2年度 静岡県賀茂郡西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、歳入でござい
ます。

1 款保険料、2 億9,125万円、2 億9,413万2,586円、2 億9,325万1,086円、52万2,600円、
35万8,900円、200万1,086円。

2 款使用料及び手数料、1 万円、1 万1,700円、1 万1,700円、0、0、1,700円。

3 款国庫支出金、3 億2,677万2,000円、3 億3,624万8,609円、3 億3,624万8,609円、0、
0、947万6,609円。

4款支払基金交付金、3億1,663万4,000円、3億1,677万33円、3億1,677万33円、0、0、13万6,033円。

5款県支出金、1億7,259万3,000円、1億7,134万930円、1億7,134万930円、0、0、マイナス125万2,070円。

6款繰入金、2億222万9,000円、1億9,574万4,351円、1億9,574万4,351円、0、0、マイナス698万4,649円。

7款繰越金、1億7,766万5,000円、1億7,766万5,273円、1億7,766万5,273円、0、0、273円。

8款諸収入、43万4,000円、58万4,888円、58万4,888円、0、0、15万888円。

歳入合計、14億8,808万7,000円、14億9,249万8,370円、14億9,161万6,870円、52万2,600円、35万8,900円、352万9,870円でございます。

253ページ、254ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、3,194万7,000円、3,022万4,732円、0、172万2,268円、172万2,268円。

2款保険給付費、12億5,772万6,000円、11億366万8,897円、0、1億5,405万7,103円、1億5,405万7,103円。

3款財政安定化基金拠出金、2,000円、0、0、2,000円、2,000円。

4款総合財政安定化事業負担金、1,000円、0、0、1,000円。

5款地域支援事業費、5,915万1,000円、5,331万3,958円、0、583万7,042円、583万7,042円。

6款基金積立金、6,213万円、6,210万5,998円、0、2万4,002円、2万4,002円。

7款公債費、1,000円、0、0、1,000円、1,000円。

8款諸支出金、7,432万6,000円、7,074万2,640円、0、358万8,360円、358万3,360円。

9款予備費、280万3,000円、0、0、280万3,000円、280万3,000円。

歳出合計、14億8,808万7,000円、13億2,005万6,225円、0、1億6,803万7,775円、1億6,803万775円。

歳入歳出差引残額1億7,156万645円となった内容でございます。

257ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順にご説明いたします。

1、歳入総額、14億9,161万7,000円。

2、歳出総額、13億2,005万6,000円。

3、歳入歳出差引額、1億7,156万1,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はなしでございます。

5、実質収支額、1億7,156万1,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はなしとなった内容でございます。

258ページをお願いします。

財産に関する調書でございます。区分、決算年度中増減高、決算年度末現在高の順にご説明いたします。

介護保険介護給付等支払い準備基金6,210万6,000円の増で1億7,360万円、計も同様となった内容でございます。

以上で介護保険事業特別会計の説明を終わります。

これをもちまして壇上からの決算説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山田厚司君） 説明中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時 9分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。申し上げます。ただいま1番、松田貴宏君から会議を早退する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。説明を続けます。

企業課長。

〔企業課長 村松圭吾君登壇〕

○企業課長（村松圭吾君） 決算書292ページから企業会計となります。これより、認定第5号、令和2年度西伊豆町水道事業会計決算認定について及び認定第6号、令和2年度西伊豆町温泉事業会計決算認定について説明させていただきます。

最初に決算書の294ページからの水道事業会計決算書についてご説明します。それでは決算書の297ページをお開きください。

令和2年度西伊豆町水道事業決算報告書です。この報告書は予算との対比をしておりますので、消費税込みの金額で表記しております。

(1) 収益的収入及び支出の収入です。区分、予算額の合計、決算額、予算額に比べ決算額

の増減の順で、款のみ読み上げます。

第1款水道事業収益、2億1,796万8,000円、1億9,721万8,681円、2,074万9,319円の減です。

次は支出です。こちらも区分、予算額の合計、決算額、不用額の順で款のみ読み上げます。

第1款水道事業費用、2億903万5,000円、2億930万5,000円、1億8,184万157円、2,746万4,843円。

欄外をご覧ください。右側損益、775万2,652円は当年度の純利益になります。

298ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出の収入です。同様に読み上げます。

第1款資本的収入、2,808万1,000円、2,588万7,000円、219万4,000円の減です。

次に支出です。

第1款資本的支出、1億736万9,000円、9,056万4,819円、1,680万4,181円です。

欄外をご覧ください。資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,467万7,819円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額758万8,400円及び過年度分損益勘定留保資金1,354万6,093円、当年度分損益勘定留保資金4,354万3,326円で補填しました。

299ページをお願いします。令和2年度西伊豆町水道事業損益計算書です。この計算書は322ページから327ページ、こちらの附属書類の収益費用明細書が内訳となっております。

1、営業収益は1億3,915万1,010円。

2、営業費用は1億6,945万80円で、営業損失は3,029万9,070円です。

3、営業外収益は4,420万9,851円となりました。

300ページをお願いします。

4、営業外費用は615万8,129円で、営業外収支は3,805万1722円、営業利益775万2,652円となりました。

5、特別利益、6、特別損失はありませんでした。

水道事業、当年度の未処分利益剰余金は8,050万1,867円となりました。

301ページをお願いします。令和2年度西伊豆町水道事業会計剰余金計算書です。金額は303ページからの貸借対照表に反映されております。こちらのほうは、右端、資本合計の最下段、当年度末残高19億2,909万3,621円をご確認いただき、302ページをお願いします。令和2年度西伊豆町水道事業会計剰余金処分決算書案（案）です。右側に記載の未処分利益剰余金の当年度純利益分775万2,652円につきましては、全額利益積立金に積立てて、繰越し利益剰

余金を0円とする剰余金処分案です。

303ページをお願いします。令和2年度西伊豆町水道事業貸借対照表です。固定資産の詳細は、附属書類の328ページからの有形固定資産及び無形固定資産明細書に記載されております。

それでは資産の部からお願いします。

1、固定資産 (1) 有形固定資産、合計18億4,711万8,143円。

304ページをお願いします。(2) 無形固定資産、合計3,533万4,295円。固定資産合計で18億8,245万2,438円となりました。

2、流動資産合計5億1,043万4,464円で、資産合計23億9,288万6,902円となりました。

305ページをお願いします。次に、負債の部です。

固定負債合計5,000万4,038円。

4、流動負債合計、1,992万1,289円です。

5、繰延べ収益、合計3億9,386万7,954円で、負債合計4億6,379万3,281円となりました。

306ページをお願いします。資本の部です。

資本金、15億362万1,287円。

7、剰余金 (1) 資本剰余金合計61万2,370円。(2) 利益剰余金、合計4億2,485万9,964円で、資本合計は4億2,547万2,334円となりました。資本合計19億2,909万3,621円は、先ほど301ページ、剰余金計算書でご確認していただきました右下最下段の金額と同額となっております。また、その下の負債資本合計23億9,288万6,900円は、戻っていただきまして304ページの最下段、資産合計額、こちらの金額と同額となっております。

以上、雑駁ですが水道事業会計の決算内容についての説明とさせていただきます。

続きまして、334ページをお願いします。

これより、認定第6号、令和2年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についてご説明させていただきます。

令和2年度西内温泉事業会計決算書の337ページをお開きください。令和2年度に西伊豆町温泉事業決算報告書です。この報告書は、予算との対比をしておりますので、消費税込みの金額で表記しております。

(1) 収益的収入及び支出の収入です。区分、予算額の合計、決算額、予算額に比べ決算額の増減の順で款のみ読み上げます。

第1款温泉事業収益、9,068万5,000円、9,206万8,179円、138万3,179円の増です。

次に支出です。こちらも区分、予算額の合計、決算額、不用額の順で款のみ読み上げます。

第1款温泉事業費用、8,601万2,000円、6,778万3,258円、1,822万8,742円。欄外をご覧ください。右側、損益、2,168万1,051円は当年度の純利益になります。

338ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出の収入です。こちらも同様に読み上げます。

第1款資本的収入、2,000円、0円、2,000円の減です。

次に支出です。

第1款資本的支出、3,584万9,000円、2,847万570円、737万8,430円です。欄外をごらんください。資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,847万570円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額の258万8,233円及び過年度分損益勘定留保資金2,588万2,337円で補填しました。

339ページをお願いします。

令和2年度西伊豆町温泉事業損益計算書です。消費税抜きの金額で計算しております。

この計算書は、附属書類の359ページから364ページまでの収益費用明細書が、その内訳となっております。

1、営業収益は、8,281万6,170円。

2、営業費用は、6,214万2,020円で、営業利益2,067万4,150円となりました。

3、営業外収益は、100万6,901円で、340ページをお願いします。

4、営業外費用(1) 支払い利息及び企業債取扱い諸費及び(2)の雑支出はございませんので、営業外収支は先ほどとなり、100万6,901円となり、経常利益は2,168万1,051円となりました。

5、特別利益及び6、特別損失はありませんでした。

温泉事業会計の当年度未処分利益剰余金は2,168万1,051円となりました。

341ページをお願いします。令和2年度西伊豆町温泉事業会計剰余金計算書です。こちらは343ページからの貸借対照表に反映されております。こちらも右側、右端の最下段の年度末残高9億8,971万1,376円。こちらをご確認いただき342ページをお願いします。令和2年度西伊豆町温泉事業会計剰余金処分計算書(案)です。右側に記載の未処分利益剰余金2,168万1,051円につきましては、全額利益積立金に積立てて、繰越利益剰余金を0円とする剰余金処分案でございます。

343ページをお願いします。令和2年度西伊豆町温泉事業貸借対照表です。固定資産の詳細

につきましては附属資料365ページからの固定資産明細書に記載されております。それでは資産の部からお願いします。

1、固定資産 (1) 有形固定資産、次ページをお願いします。有形資産の合計は3億6,624万1,987円。(2)無形固定資産合計675万円で固定資産合計3億7,299万1,987円となりました。

2、流動資産。ここで1点、字句の訂正をお願いします。344ページの一番下にあります資産合計の資産これが、試しに計算するの試算になっております。その上の流動資産の資産と同様の資産になりますので、字句の訂正をお願いします。申し訳ございません。

344ページ、2の流動資産の合計が7億9,728万2,888円で、資産合計11億7,227万4,875円となりました。

345ページをお願いします。次に負債の部です。固定負債はありません。

4、流動負債合計631万7,083円。

5、繰延べ収益、合計1億7,424万6,416円で、負債合計1億8,056万3,499円です。

346ページをお願いします。こちらは資本の部です。

6、資本金4億9,160万8,863円。

7、剰余金の(1)剰余金はございません。

(2)利益剰余金及び剰余金合計ともに4億9,810万2,513円となりました。資本合計9億8,971万1,376円は、先ほど、341ページの剰余金計算書でご確認いただいた右下段の金額と同額になっております。また、最後、一番下にあります負債資本合計の11億7,027万4,875円は、1枚戻っていただき344ページ最下段、先ほど字句訂正していただきましたが、その資産合計額の金額と同額になっております。

以上雑駁ですが、温泉事業会計の決算内容について説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(山田厚司君) 説明が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時31分

◎監査委員の決算審査意見及び財政健全化判断比率等の審査意見

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

ここで、監査委員の決算審査意見及び財政健全化判断比率等の審査意見を求めます。

代表監査委員、鈴木宏男君。

〔代表監査委員 鈴木宏男君登壇〕

○代表監査委員（鈴木宏男君） それでは、令和2年度決算審査意見書について申し上げます。

お手元の資料、令和2年度西伊豆町決算審査意見書の1ページをお開きください。

西伊豆町長 星野浄晋 様。

西伊豆町監査委員 鈴木宏男、同じく西島繁樹。

令和2年度会計決算審査意見書の提出について。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、西伊豆町長より審査に付された令和2年度西伊豆町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及び同付属書について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

1、審査の対象

- (1) 令和2年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (2) 令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (3) 令和2年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (4) 令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (5) 令和2年度西伊豆町水道事業会計決算及び関係帳簿証書類
- (6) 令和2年度西伊豆町温泉事業会計決算及び関係帳簿証書類

2、審査の期間

令和3年6月17日、7月13日、14日、27日、28日、29日、8月3日、4日、5日の9日間

3、審査の場所

役場3階議員控室、企業課事務室及び各学校・園

4、審査の主眼点

- (1) 町長から提出された決算書、その他関係書類の様式は法令に準拠し計数は正確か。
- (2) 財政運営及び資金収支は健全かつ効率的に行われているか。
- (3) 経費の支出限度が事業目的を達成するための必要最小限にとどまり、節約の姿勢が伺えるか。

5、審査の結果

審査に付された各歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関

する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

また、各機関の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。さらに、その内容について、担当課長（局長）等の説明を受け、審査を実施した結果、内容も正当なものであった。

2ページをお開きください。一般会計です。

この2ページから7ページの計数的な部分につきましては、各担当課長、局長から詳細な説明があるかと思いますので、その計数に関わる部分は割愛させていただきまして、意見に関わる部分だけ申し上げます。7ページをお開きください。下段5、各課別の審査結果です。

(1) 各課（局）別指摘事項なし。

(2) 各課（局）別指導事項について。

各課共通①監査の調書の作成について。

監査調書の作成時において、転記ミス、計算ミスがまた多く見られるので、監査書類の提出前に内容確認を十分すること。

一般会計につきましては、以上です。

続きまして、特別会計です。

特別会計につきましても、一般会計同様に、計数的な部分につきましては割愛させていただきまして、意見に関わる部分だけ申し上げます。

8ページをお開きください。国民健康保険特別会計です。

8ページから11ページ上段までは計数的な部分ですので、割愛させていただきます。

11ページをお開きください。

4、指導事項

なし。

1 2ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計です。

12ページから13ページ上段までは計数的な部分ですので、割愛させていただきます。

13ページをお開きください。

3、指導事項なし。

14ページをお開きください。介護保険事業特別会計です。

14ページから15ページの計数的な部分は、割愛させていただきます。

15ページをお開きください。一番下のところをごらんください。

3、指導事項なし。続きまして、水道事業会計です。16ページをお開きください。

16ページから18ページの計数的な部分は、割愛させていただきます。

18ページをお開きください。一番下のところをご覧ください。

8、指導事項なし。

引き続きまして温泉事業会計です。19ページをお開きください。

19ページと20ページの計数的な部分は、割愛させていただきます。

20ページをお開きください。一番下のところをご覧ください。

5、指導事項、なし。

特別会計につきましては以上です。

続きまして、財政健全化判断比率等の審査意見について申し上げます。

お手元の資料、報告第2号 令和2年度西伊豆町財政健全化判断比率の報告書についてを4枚めくっていただきますと、令和2年度健全化判断比率等報告書、健全化判断比率等審査意見書があります。

10ページをお開きください。

西伊豆町長 星野浄晋 様。

西伊豆町監査委員鈴木宏男、同じく、西島繁樹。

令和2年度健全化判断比率に対する審査意見について。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された令和2年度に関わる健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類を、令和3年8月5日に審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

11ページをお開きください。令和2年度財政健全化審査意見書です。

1、審査の概要

この財政健全化審査は、町長より提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成しているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見

①実質赤字比率

令和2年度の実質赤字額はない。

②連結実質赤字比率

令和2年度の連結実質赤字額はない。

③実質公債費比率

令和2年度の実質公債比率は4.3%となり、前年度比0.4%の増となった。この数値は、3年間、(平成30年度、令和元年度、令和2年度を平均したもので、単年度ベースでは4.6%(令和元年度は5.4%))に減少した。減少した理由は、一般単独事業債、過疎対策事業債の償還終了や新たな借入を抑制したことに加え、地方交付税が増えたことによるものである。

④将来負担比率

令和2年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

引き続きまして、資金不足比率に対する審査意見について申し上げます。12ページをお開きください。

西伊豆町長 星野浄晋 様。

西伊豆町監査委員、鈴木宏男、同じく西島繁樹。

令和2年度資金不足比率に対する審査意見について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和2年度に関わる資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類を、令和3年8月5日に審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

13ページをお開きください。令和2年度水道事業会計経営健全化審査意見書。

1、審査の概要

この経営健全健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成しているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見

資金不足比率での計算過程において、水道事業会計の余剰額は4億9,779万8,000円となり、資金不足額は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

14ページをお開きください。令和2年度温泉事業会計健全経営健全化審査意見書です。

1、審査の概要

これは水道事業会計と同じですので、割愛させていただきます。

2、審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、全ていずれも適正に作成しているものと認められる。

(2) 個別意見

資金不足比率での計算過程において、温泉事業会計の余剰額は7億9,096万5,000円となり、資金不足額は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長（山田厚司君） 以上で、監査委員の決算審査意見及び財政健全化判断比率等の審査意見を終わります。

鈴木監査委員、お疲れ様でした。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時51分

◎認定第1号から認定第6号の質疑、委員会付託

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

これより質疑に入ります。

質疑については、決算審査会が予定されていますので大綱質疑といたします。

初めに、認定第1号 令和2年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、増山勇君。

○10番(増山 勇君) 2点ばかりお聞きします。1点目は、はんばた市場の1,000万円という、令和2年で出て、もちろん出たんですけども現況はどうなってるのかっていう、収支報告っていうのは町にあるのかどうか。それ、教えてもらいたい。それが1点。

2点目は、広域ごみ処理の問題で、令和2年度でも負担金が出てるんですけども、この令和2年ではどういうことを広域ごみ処理で協議されたのか教えてください。

○議長(山田厚司君) 町長。

○町長(星野淨晋君) はんばた市場の1,000万円の件につきましては詳細はございますので、また議会のほうには追ってご説明をする必要があるかというふうに思っております。ただ、昨年ですね思いもよらずコロナウイルスの感染拡大ということで、来町をご遠慮したこともございますし、当初それに伴いましてオープンを後に倒さなければいけない。そして当然ながら宿泊施設もそうでございますけれども、例年に比べ西伊豆町にお越しになるお客様が半分以下というような状況でございましたので、はんばた市場も大変苦戦をいたしました。ただ、国のお金を1,000万いただきまして入れたことによって、何とか去年は首の皮が繋がったということではございますけれども、今年度も状況は全くコロナのおかげで好転することができませんでしたので、またこれも追って議会の皆様には、ご報告とお願いをしなければいけない時期が来るのかなというふうに思っておりますけれども、状況としては、一次産業にですね、農業、漁業のものを売るという状況でございますので、締めて、赤字を防ぎたいという気持ちもあるんですけども、せっかくなつくっていただいたものを受け取らないというわけにはいきませんので、赤字覚悟で今開いていただいている状況でございます。ですから、昨年につきましては、何とか持ちこたえることができましたけれども、今年は去年以上に大変厳しい状況が続いておりますので、またその辺は追ってご説明をしたいというふうに思っております。収支につきましてはございますので、また詳細については後ほどお知らせをしたいと思っております。

広域ごみの令和2年の分につきましては、特段何をというようなことはないと思っておりますけれども、会議であったりとか、また視察に行ったというような予算は載っているかというふうには思っておりますけれども、それ以上でもそれ以下でもなく、今まではトンネルコンポスト方式

についての議論をしてきた、この経費がここに記載されているかというふうに思っております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

9番堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 大綱質疑ということですので、どこまで言っているのかなというので悩んでるわけですが、全体を通してみるとですねコロナ禍においても、町税は8億入っておりますし、コロナ禍、これは、コロナがどのように令和2年度の決算に影響しているのか。徴収率だとかいうものは後から出てきますからいいんですけども、大きく見てですね一番コロナが影響しているところ、そこを質問したいと思います。大綱だから、わかかりますよね。その全体の令和2年の決算に一番影響しているところはどのようなところなんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 税収につきましては令和元年度に対しての税金でございますので、当然納められないという方以外の方は通常どおり納めていただきますから、税収に関しては影響はほぼないと言っているのかなというふうには思っております。ただ、決算の額を見て皆さんも感じておられるかと思っておりますけども、この西伊豆町に100億を超える、今決算の数字が出ております。その前の年が確か70億強、80億まではいかなかったというふうに思っておりますけども、これはふるさと納税が、このコロナ禍の中でスピード感を持って西伊豆町が対応したことによって伸びたというものによる、入と出の額がですね増えたことによって伸びてるといことと、国のほうから、地方創生推進交付金や、いろいろなこのコロナに対応した交付金が出ております。町としては、それをしっかりと前倒しをして捉えて使いながら産業の下支えをしたということでございますから、この会計において、コロナによって影響が出たというマイナスの影響はなかったんじゃないかというふうに思っております。お金も、確かに使ったというご批判もございましたけれども、公共施設に係る基金も3億円積むことができましたし、財政調整基金を繰入れていろいろなことをやりましたが、トータルでは西伊豆町はプラスになったんじゃないかというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） そうなるとですねそれが歳入から歳出を引いた部分でですね、普通は1億とか2億を、次の令和3年度の会計に残して繰り越さなければならないというような、今まではそういうふうなあれで来たと思うんですけど、その辺の部分も変わりなく令和3年の

ほうに1億とか、そういう繰越しの金額はあるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 毎年1億2億繰り越さなければいけないという縛りはございません。

12ページを見ていただければわかりますように、歳入歳出差引額の残額は3億9,400万ほどございます。ですからこれが令和3年度に繰り越されてくると。これはもう当然の話でございますから、その中から12月の議会に補正を組んでいて、前年度繰越金というのが確定して載ってくるんじゃないかというふうに思っております。

町としては3月の時点で予想される不用額などは、しっかりと対応をして減額をしておりますので、そのときに余ったお金については目的基金として、先ほども申し上げましたように公共事業の関係の基金に3億円積んでおりますので、そういったものに振り分けてもこれだけのものが差額として残っているということは、大変健全な財政というかですね、会計の運営ができたのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第1号 令和2年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を終わります。

次に、認定第2号 令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第2号 令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終わります。

次に、認定第3号 令和2年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第3号 令和2年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終わります。

次に、認定第4号 令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第4号、令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終わります。

次に、認定第5号 令和2年度西伊豆町水道事業会計決算認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） どこから出てきたのかちょっと理解しにくいんですけど、監査委員さんの報告の18ページに、企業債についての記載があるんですけどね、ここで耐震化のときはと、この耐震化の時ってのはどういうことを言うのか。本管の工事を耐震化するのか、あるいは中間施設の耐震化をやるのかそれはどっちなのかと。というのをちょっと聞きたいんです。町長、令和2年度もですね依然として工事が少ないように、金額的にもね思うんでね、そもそも答えが出ると思うんだけど、本管の耐震化っていうのは計画はあるんだけど、かなり後になってるわけですよ。ですから前倒して、企業債を借りてですね工事をしたほうが私はいいと思うんですけど、どういう考えでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これは以前もですね、多分、何ていうか当初予算のときも、議員からはそういった質問が来ているかと思えます。私たちも、計画に沿ってそういったものは粛々と行っていきたいということではあるかと思えますが、まずは配水地がしっかりしていないと、せっかく管があっても水がこない。ただ、議員からすると、配水地があつたって管が駄目だったら意味がないだろうということにもなるかと思えますから、そこは、順次ですね本管の布設替えというのを、耐震化も含めてですね敷設はしていきたいということは計画をしております。特に学校の建設に当たっては、その周辺をですね、まず、管の入替え等が必要になってまいりますので、そういったものも含めて今後耐震化も一緒にするときには、こういった企業債を使ってはどうかというご意見ではなかろうかというふうに考えておりま

す。有利なものがあるのであれば、そういったものを活用して水道会計に負担のないような形での努力はしていきたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） その監査報告の中に出てるってことは、この監査をやってく中でそういう意見が出てですね、当局要するに企業課長がこういう答弁をされたのかということをお聞きしたいんです。

○議長（山田厚司君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） 6月に事務所のほうで決算の監査を受けまして、そのときに水道事業等の概要の中で、今年度で、配水地の耐震化の診断が終わりますので、その後、それを含めて総合の計画の見直しを行った中で施設の耐震化を進めていかなきゃいけないので、そうなってくると収入のほうもちょっと見直さなきゃならない時期になるんじゃないかという概要の説明はそのときにさせていただきました。

○議長（山田厚司君） よろしいですね。大綱質疑議ですので、その辺にしておいてください。ほかに質疑ありますか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） ページで言うなら302ページなんですけど、令和2年度ですね西伊豆町水道事業会計への剰余金の処分計算書、これ（案）ですが、繰越し利益剰余金を0とした理由、何かこれはあるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） 例年剰余金が出ますと、例年ですけれども同じように全額利益積立金こちらのほうに持っていきたいので、その分、利益剰余金のほうに積み立てるということで繰越しはない。繰越しは0にして積立てのほうに持ってきますよということで、ここは0になっているわけでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。毎年の取扱いというか、そういうことでってことですね。ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第5号 令和2年度西伊豆町水道事業会計決算認定についての質疑を終わります。

次に、認定第6号 令和2年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第6号 令和2年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についての質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までの6会計については、会議規則第39条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託として審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和2年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、令和2年度 西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、令和2年度 西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、令和2年度 西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての4会計については、第1常任委員会に、認定第5号、令和2年度西伊豆町水道事業会計決算認定について、認定第6号、令和2年度 西伊豆町温泉事業会計決算認定についての2会計については、第2常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

◎休会の議決

○議長（山田厚司君） お諮りします。

9月10日から16日までの7日間、委員会審査等のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

したがって9月10日から16日までの7日間を休会とすることに決定しました。

◎散会宣告

○議長（山田厚司君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆さんご苦労様でした。

散会 午後 3時 8分